

第5章 地域の資源を生かした特色あるまちづくり

第1節 産業

1 農業

●現状と課題

本市の農業は、東京という大都市近郊における「都市農業」としての性格を持ち、単に都市への生鮮食料品の供給機能のみならず、みどり豊かな環境の保全や防災のための空間としても大きな役割を担っています。

市内には、残堀・中原地区に多摩開墾と呼ばれる広大な市街化調整区域内農地約 55ha があり、優良農地として保全されていますが、生産基盤の整備は不十分な状況にあります。

生産緑地は、追加指定により一時増加したものの、平成 18 年から減少傾向が続き、平成 26 年時点で約 99ha まで減少しています(表 5-5 参照)。

市内農産物は、小松菜やホウレン草が多く、特産品の狭山茶やみかんも多く生産されています(表 5-6 参照)。近年は、市場へ出荷する同一品目の大量生産から、量販店や直売所等への出荷も増え、多品目生産へ移行傾向にあります。

平成 27 年 4 月には、都市農業振興基本法が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

今後も、市街化区域における地域環境に配慮した農業振興の支援や生産緑地の保全とその追加指定を継続するとともに、安心して農業が続けられるよう、関係機関・団体と連携し、生産環境の整備や農地の維持、生産性の向上に向けて検討していく必要があります。

また、大規模農地(多摩開墾)については、横田飛行場の軍民共同使用の進展状況を踏まえ、その在り方を検討する必要があります。

表 5-1 農家数の推移

(各年 2 月 1 日現在、単位：戸)

年次	販売農家			自給的農家	合計
	専業農家	兼業農家			
		農業が主	兼業が主		
平成 12 年	45	41	158	167	411
17	72	27	92	194	385
22	59	29	93	170	351
27	76	12	79	160	327

(注) 平成 27 年は速報値

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

第5章 地域の資源をいかした自然と調和するまちづくり

第1節 産業

1 農業

●現状と課題

本市の農業は、東京という大都市近郊における「都市農業」としての性格を持ち、単に都市への生鮮食料品の供給機能のみならず、みどり豊かな環境の保全や防災のための空間としても大きな役割を担っています。

市内には、残堀・中原地区に多摩開墾と呼ばれる広大な市街化調整区域内に農地が約 55ha あり、優良農地として保全されていますが、生産基盤の整備は不十分な状況にあります。

生産緑地は、近年減少傾向が続いており、令和 2 年 3 月 31 日の時点で約 88ha まで減少しています(表 5-5 参照)。

市内農産物は、ホウレン草や小松菜が多く、野菜の他には、特産品の東京狭山茶やみかんも多く生産されています(表 5-6 参照)。近年は、量販店や直売所等への出荷も増え、市場へ出荷する同一品目の大量生産から、多品目生産へ移行傾向にあります。

平成 27 年 4 月には、都市農業振興基本法が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

今後も、市街化区域における地域環境に配慮した農業振興の支援や、生産緑地の保全とその追加指定を継続するとともに、安心して農業が続けられるよう、関係機関や団体と連携し、生産環境の整備、農地の維持、生産性の向上等に向けての施策を検討していく必要があります。

また、多摩開墾の農地については、横田飛行場の軍民共同使用の進展状況を注視し、必要に応じてその在り方を検討する必要があります。

表 5-1 農家数の推移

2020年農林業センサスは現在集計中のため未定

表5-2 経営耕地面積の推移 (各年2月1日現在)

年次	田	畑	樹園地	合計
平成12年	55a	14,487a	6,497a	21,039a
17	90a	10,863a	4,232a	15,185a (18,699a)
22	37a	11,291a	3,320a	14,648a
27	1ha	103ha	25ha	129ha

(注) 平成17年については、販売農家のみの集計数値 () 内は総農家の経営耕地面積の合計

(注) 平成27年は速報値

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表5-3 経営耕地面積別農家数の推移 (各年2月1日現在、単位:戸)

年次	30 アール 未満	30~50 アール 未満	50~100 アール 未満	100~150 アール 未満	150~200 アール 未満	200~300 アール 未満	300 アール 以上	合計
平成12年	169	87	96	36	17	6	-	411
17	194	57	82	31	16	4	1	385
22	172	54	75	30	16	4	-	351
27	201	19	48	34	19	6	-	327

(注) 平成27年は速報値

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表5-4 市民農園・体験型市民農園の状況 (平成27年3月31日現在)

名称	場所	区画数	1区画面積 (㎡)
喜び農園 (5か所)	大南2-19-5	120	12
	学園4-34-1、4	65	12
	大南2-84-2	33	12
	大南2-88-1	30	12
	大南2-91-1、2	30	12
体験型市民農園 (2か所)	本町2-66-2	70	30
	中央2-144	45	30
合計		393	

出典 産業観光課・高齢福祉課資料

表5-5 市内生産緑地の推移 (各年度3月31日現在)

年度	地区数	指定面積 (ha)
平成4年度	348	109.52
9	357	110.80
14	351	105.65
19	357	105.82
24	354	109.93
26	346	98.81

出典 都市計画課資料

表5-2 経営耕地面積の推移

2020年農林業センサスは現在集計中のため未定

表5-3 経営耕地面積別農家数の推移

2020年農林業センサスは現在集計中のため未定

表5-4 市民農園・体験型市民農園の状況 (令和2年3月31日現在)

名称	場所	区画数	1区画面積 (㎡)
喜び農園 (5か所)	大南2-19-5	120	12
	学園4-34-1、4	65	12
	大南2-84-2	32	12
	大南2-88-1	30	12
	大南2-91-1、2	30	12
体験型市民農園 (2か所)	本町2-66-2	70	30
	中央2-144	50	30
合計		397	

出典 産業観光課・高齢福祉課資料

表5-5 市内生産緑地の推移 (各年度3月31日現在)

年度	地区数	指定面積 (ha)
平成24年度	354	109.93
26	346	98.81
28	333	94.50
29	328	92.72
30	325	90.42
令和元年度	322	88.19

表 5-6 主要作物の作付面積上位 5 品目 (平成 26 年 1 月~12 月)

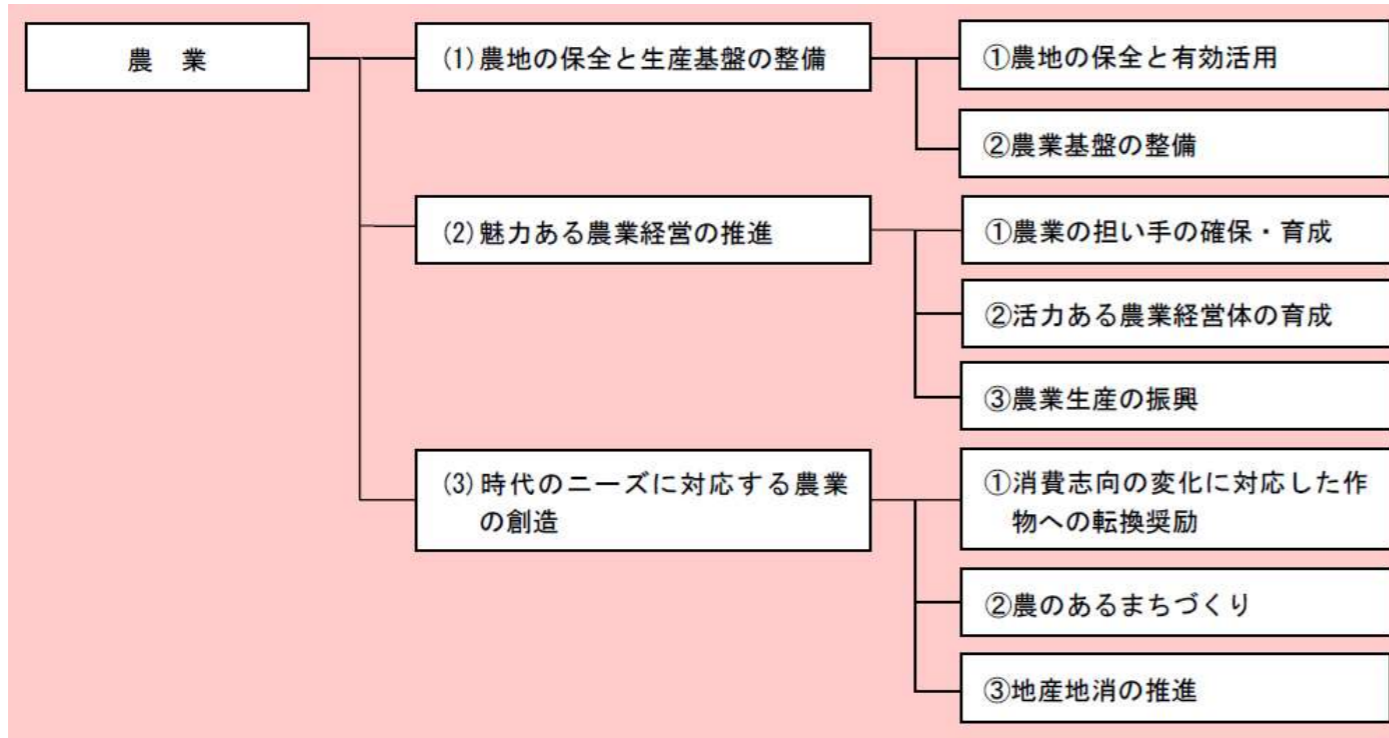
品目	作付面積 (a)
小松菜	1,901
ホウレン草	1,850
茶	1,208
栗	660
馬鈴薯	585

出典 産業観光課資料

●基本方針

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第 2 次農業振興計画 (計画期間: 平成 20 年度から平成 29 年度まで)

●施策の内容

(1) 農地の保全と生産基盤の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①農地の保全と有効活用	農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し、保全に努めま	◎都市農地保全支援プロジェクトの推進【再掲】	産業観光課

表 5-6 主要作物の作付面積上位 5 品目 (令和元年度)

品目	作付面積 (a)
ホウレン草	1267.3
小松菜	1211.1
茶	1036.1
馬鈴薯	600.8
大根	593.0

出典 産業観光課資料

●基本方針

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業について、保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第三次農業振興計画 (計画期間: 平成 30 年度から令和 9 年度まで)

●施策の内容

(1) 農地の保全と生産基盤の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①農地の保全と有効活用	農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し、保全に努めま	○都市農地保全支援プロジェクトの推進	産業観光課

	す。 都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。 また、市街化調整区域内農地においては、農業委員会と連携し、遊休農地の利用促進に取り組みます。	◎市街化調整区域内農地の利用促進【再掲】 ○生産緑地の保全【再掲】	都市計画課
②農業基盤の整備	農業の振興や生産性の向上のため、土地改良などの農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。	○土地改良による農業生産基盤の整備 ○市街化調整区域内の道路整備	産業観光課 道路下水道課

(2) 魅力ある農業経営の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①農業の担い手の確保・育成	農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。 また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。	○援農ボランティアの育成【再掲】	産業観光課
②活力ある農業経営体の育成	農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。 また、家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。	○認定農業者の育成・支援 ◎都市農業活性化支援事業の推進 ◎農業経営における女性の参画推進	産業観光課
③農業生産の振興	本市の立地特性を生かし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農協等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。 また、合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を行います。	○認定農業者の育成・支援【再掲】 ○関係団体に対する支援 ◎(仮称)産業振興ビジョンの策定の検討	産業観光課

	す。 都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。 また、市街化調整区域内農地においては、農業委員会と連携し、遊休農地の利用促進に取り組みます。	○市街化調整区域内農地の利用促進 ○生産緑地の保全	都市計画課
②農業基盤の整備	農業の振興や生産性の向上のため、土地改良などの農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。	○土地改良による農業生産基盤の整備 ○市街化調整区域内の道路整備	産業観光課 道路下水道課

(2) 魅力ある農業経営の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①農業の担い手の確保・育成	農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。 また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。	○援農ボランティアの育成	産業観光課
②活力ある農業経営体の育成	農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。 また、家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。	○認定農業者の育成・支援 ○都市農業活性化支援事業の推進 ○農業経営における女性の参画推進	産業観光課
③農業生産の振興	本市の立地特性を生かし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農協等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。 また、合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を行います。	○認定農業者の育成・支援 ○関係団体に対する支援 ○(仮称)産業振興ビジョンの策定の検討	産業観光課

(3) 時代のニーズに対応する農業の創造

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①消費志向の変化に対応した作物への転換奨励	安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。	○安全な農作物の供給促進	産業観光課
②農のあるまちづくり	都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。 また、農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。	○体験型市民農園の推進【再掲】 ○観光農園等のPR ○稲作体験の実施【再掲】	産業観光課 教育指導課
③地産地消の推進	地元農産物の品目や出荷量を拡大し、学校給食等での利用を促進するとともに、直売所のPRを行い、広報紙や市のホームページを活用した情報の発信を図ります。	○広報紙等によるPR	産業観光課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	経営耕地面積	14,599a(H26) (前期計画)15,185a	維持(H32) (前期計画)維持
指標 2	認定農業者数	18 人(H26) (前期計画)11 人	30 人(H32) (前期計画)30 人
指標 3	体験型市民農園設置数	2 か所(H26) (前期計画)2 か所	3 か所(H32) (前期計画)6 か所
指標 4	援農ボランティア登録者数	10 人(H26)	30 人(H32)

(3) 時代のニーズに対応する農業の創造

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①消費志向の変化に対応した作物への転換奨励	安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。	○安全な農作物の供給促進	産業観光課
②農のあるまちづくり	都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。 また、農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。	○体験型市民農園の推進 ○観光農園等のPR ○稲作体験の実施	産業観光課 教育指導課
③地産地消の推進	地元農産物の品目や出荷量を拡大し、学校給食等での利用を促進するとともに、直売所の設置支援やPRを行い、広報紙や市のホームページを活用した情報の発信を図ります。	○広報紙等によるPR ◎直売所設置への支援	産業観光課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	経営耕地面積	12,881a(H30)	維持(R7)
指標 2	認定農業者数	41 人(R2)	46 人(R7)
指標 3	体験型市民農園設置数	2 か所(R2)	3 か所(R7)
指標 4	援農ボランティア登録者数	16 人(R2)	30 人(R7)

2 商・工業

●現状と課題

《商業》

平成 26 年の商業統計では、本市の事業所数は 515 事業所、従業者数は 4,583 人、年間商品販売額は 114,579 百万円となっています(図 5-1 参照)。

本市の商業は、青梅街道沿道や都宮村山団地周辺などに商店や飲食店が比較的多く立地するほかは、日用品を中心とした小規模な店舗が散在するにとどまっていたが、平成 18 年に日産自動車村山工場跡地に大規模商業施設が進出し、市内のみならず市外からも多くの買い物客が訪れ、活況を呈しています。

国の経済対策などにより国全体の経済は回復基調にありますが、地域全体の事業者がその影響を受けている状況には至っておらず、小売・卸売業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。

本市では、既存の商店等が多様化する市民ニーズや高齢社会に対応し、個性的な顧客サービスを展開するため、商工会と連携して実施している大型店対策事業に対し支援を行うことにより、大規模商業施設と既存商店との共存を目指しています。

今後も、中小事業者に対する支援を推進するとともに、空き店舗等の活用や創業予定者などの新たな事業者への支援を行うための仕組みづくりを進め、地域の商業の活性化を図る必要があります。また、事業者や地域と連携して、身近な商店の閉店等により日々の買い物が難しい「買い物弱者」への取組を進め、身近な地域での消費環境を整備する必要があります。

2 商・工業

●現状と課題

《商業》

平成 28 年の統計では、本市の事業所数は 517 事業所、従業者数は 4,948 人、年間商品販売額は 134,959 百万円となっています(図 5-1 参照)。

本市の商業は、青梅街道沿道や都宮村山団地周辺などに商店や飲食店が比較的多く立地するほかは、日用品を中心とした小規模な店舗が散在するにとどまっていたが、平成 18 年に自動車工場跡地に大規模商業施設が進出し、市内のみならず市外からも多くの買い物客が訪れ、活況を呈しています。

近年は、国の経済対策などにより国全体の経済は回復基調にあるとされていましたが、地域全体の事業者がその影響を享受する状況には至っておらず、小売・卸売業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。また、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響等で、国内経済の不況が見込まれており、小売・卸売業の経営環境がより厳しい状況となる可能性があります。

本市では、既存の商店等が、多様化する市民ニーズや高齢社会に対応し、個性的な顧客サービスを展開するため、商工会と連携して実施している大型店対策事業に対し支援を行うことにより、大規模商業施設と既存商店との共存を目指しています。

今後も、中小事業者に対する支援を推進するとともに、空き店舗等の活用方法の検討や、創業を考えている市民等の新たな事業者への支援を図り、地域の商業の活性化を図る必要があります。また、事業者や地域と連携して、身近な商店の閉店等により日々の買い物が難しい「買い物弱者」への取組を進め、身近な地域での消費環境を整備する必要があります。

図 5-1 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



出典 商業統計調査

図 5-1 商業(小売業)における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

グラフ作成中

	平成 16 年	19	24	26	28
事業所数	642	683	489	515	517
従業者数 (人)	5,035	5,942	4,212	4,583	4,948
年間商品 販売額 (百万円)	124,299	124,404	108,909	114,579	134,956

出典 商業統計調査・経済センサス

《工業》

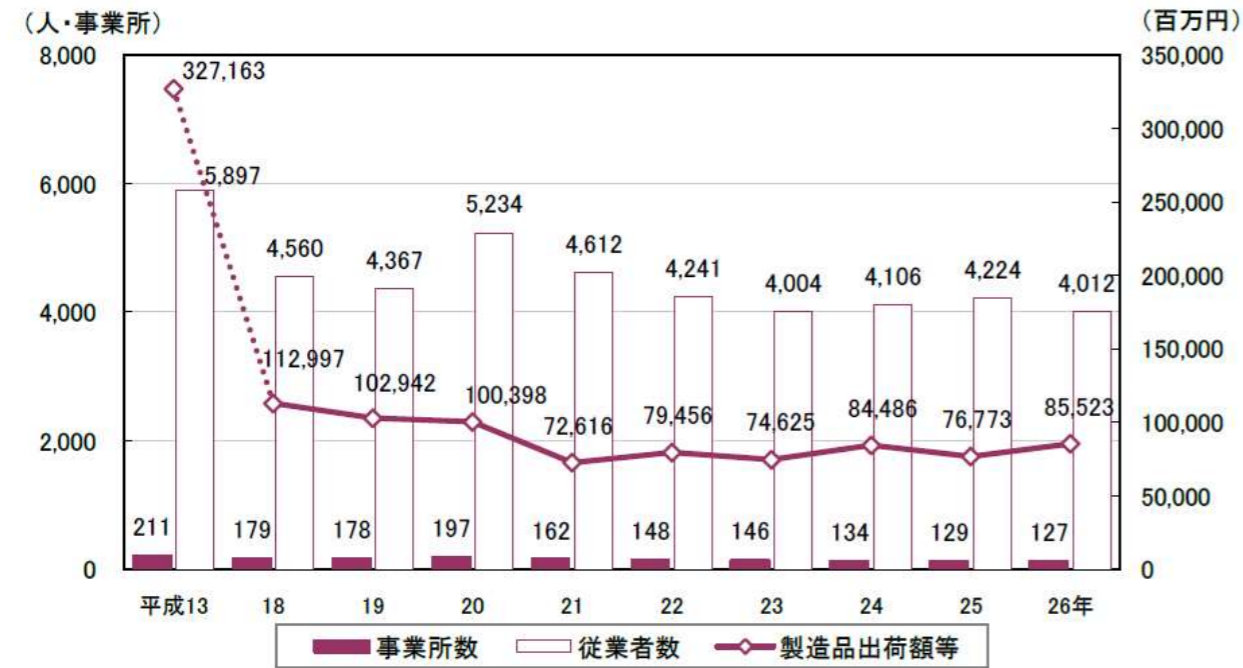
日産自動車村山工場の進出に伴い、かつては関連工場が多数立地しましたが、平成 13 年に同自動車工場の一部が閉鎖され、その後、平成 16 年に同工場が完全閉鎖されたことに伴い、市内の工業をめぐる状況は大きく変容しました。特にこの期間の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の落ち込みが顕著です(図 5-2 参照)。

また、古くからの地場産業である村山大島紬についても、その優秀性は市外でも高く評価されていますが、事業所は減少しています。

このような状況から、本市では、平成 24 年 12 月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進しています。

今後は、創業予定者等への支援など新たな産業の育成方策や既存の産業への効果的な支援を行い、地域の活性化につなげる必要があります。

図 5-2 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



(注) 平成 26 年は速報値

出典 工業統計調査・経済センサス活動調査

●基本方針

市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成するとともに、企業誘致を積極的に進めることにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。

商業については、大型店と既存商店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業を推進するなど、地域の商業の活性化に努めます。

工業については、総合的な活性化を図るため、企業誘致制度の周知に努めて新たな産業の誘致を進めるとともに、事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて既存の工業の体質強化への支援を図りつつ、工業地域の基盤整備に努めます。

《工業》

自動車工場の進出に伴い、かつては関連工場が多数立地しましたが、平成 13 年に同工場の一部が閉鎖され、その後、平成 16 年に完全閉鎖されたことに伴い、市内の工業をめぐる状況は大きく変容しました。特にこの期間の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の落ち込みが見られましたが、近年では大きな変動はありません(図 5-2 参照)。

また、古くからの地場産業である村山大島紬についても、その優秀性は市外でも高く評価されていますが、事業所は減少しています。

このような状況から、本市では、平成 24 年 12 月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進しています。

今後は、創業予定者等への支援など、新たな産業の育成方策や既存の産業への効果的な支援を行い、地域の活性化につなげる必要があります。

図 5-2 工業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

グラフ作成中

	平成 20 年	21	22	23	24	25	26	27	28	29
事業所数	197	162	148	146	134	129	127	138	130	123
従業者数 (人)	5,234	4,612	4,241	4,004	4,106	4,224	4,012	4,215	4,675	4,659
製造品出荷額等 (百万円)	100,398	72,616	79,456	74,625	84,486	76,773	85,523	101,528	97,733	98,952

(注) 従業員が 4 人以上の事業所が対象

出典 工業統計調査・経済センサス

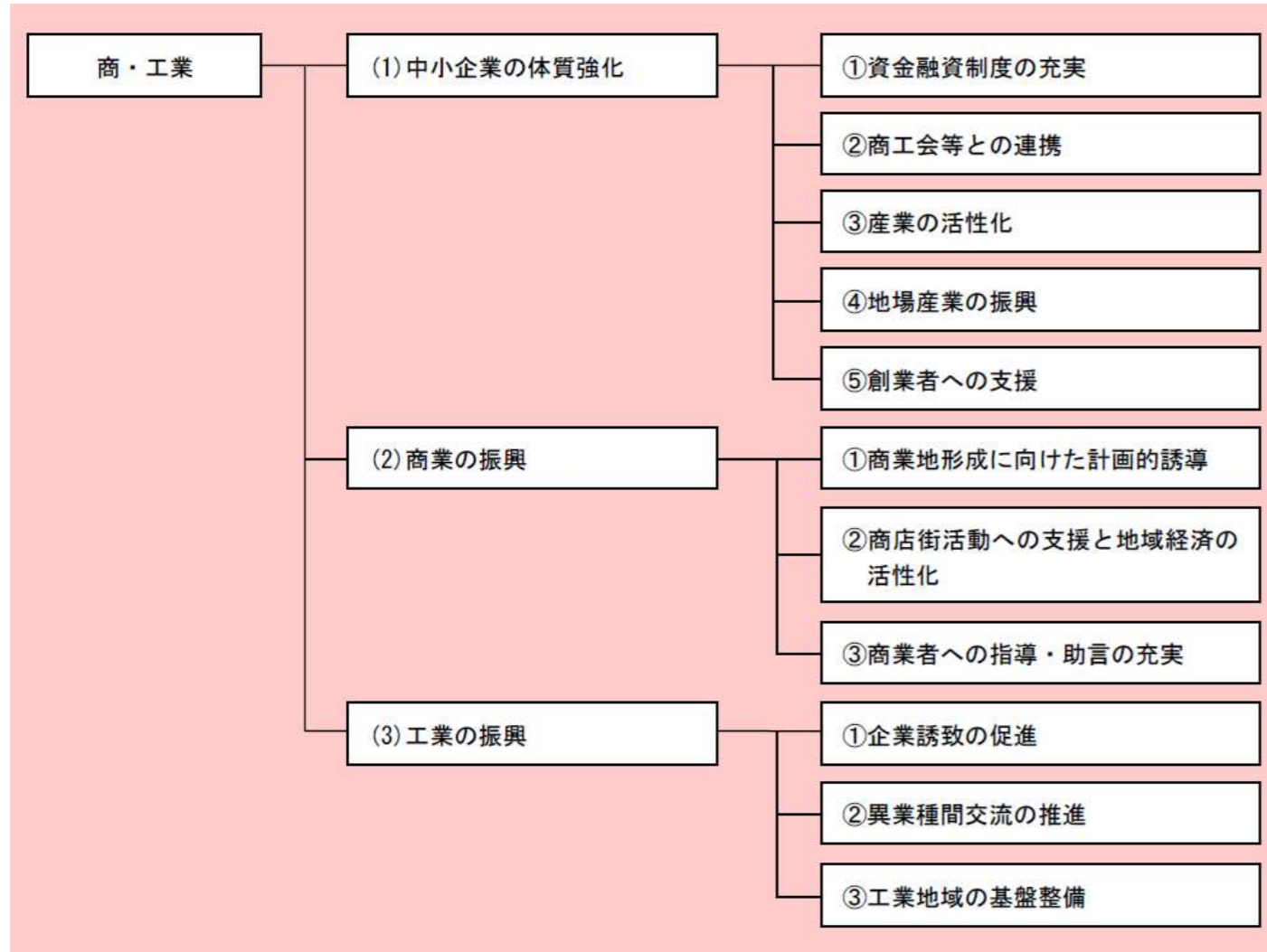
●基本方針

市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成するとともに、企業誘致を積極的に進めることにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。

商業については、大型店と既存商店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を推進するなど、地域の商業の活性化に努めます。

工業については、総合的な活性化を図るため、企業誘致制度の周知に努めて新たな産業の誘致を進めるとともに、事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備に努めます。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 中小企業の体質強化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①資金融資制度の充実	中小企業の経営の安定化を図るため、景気動向に柔軟に対応した資金融資制度の充実に努めるとともに、利用の促進を図ります。	○小口事業資金融資あっせん制度の利用促進	産業観光課
②商工会等との連携	商工会等関係団体との連携を強化しながら、情報の交換、技術研修、経営コンサルタントの派遣による経営診断など中小企業の経営近代化に対する支援を行います。 また、大規模商業施設の出店に伴う中小小売業の経営への影響を最小限にするとともに、共存共栄を	○商工会等の関係団体が行う経営支援事業の推進 ○情報交換会等による連携強化	産業観光課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 中小企業の体質強化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①資金融資制度の充実	中小企業の経営の安定化を図るため、景気動向に柔軟に対応した資金融資制度の充実に努めるとともに、利用の促進を図ります。	○小口事業資金融資あっせん制度の利用促進	産業観光課
②商工会等との連携	商工会等関係団体との連携を強化しながら、情報の交換、技術研修、経営コンサルタントの派遣による経営診断など、中小企業の経営近代化に対する支援を行います。 また、大規模商業施設の出店に伴う中小小売業の経営への影響を最小限にするとともに、共存共栄を	○商工会等の関係団体が行う経営支援事業の推進 ○情報交換会等による連携強化	産業観光課

	図ることができるよう、商工会等との連携を強化します。		
③産業の活性化	市内全体の産業振興や近隣自治体と連携した振興策、市内事業者の市外への流出抑止策等を検討した上で、これらを計画的に進めるため、(仮称)産業振興ビジョンの策定について検討を行います。	◎(仮称)産業振興ビジョンの策定の検討【再掲】	産業観光課
④地場産業の振興	伝統文化産業の性格を持つ村山大島紬のPRに努めるとともに、地域ブランドの認証の促進を図ります。 また、生涯学習や観光など新しい視点からの取組に対する支援を行います。 さらに、村山織物協同組合が行う宣伝活動事業や後継者育成への取組を支援するとともに、少数化した生産業者への直接支援の検討を行います。	○村山大島紬の振興 ○地域ブランド認証事業の実施	産業観光課
⑤創業者への支援	創業者に対する資金の融資や創業相談などを推進します。	○創業支援の推進	産業観光課

(2) 商業の振興

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①商業地形成に向けた計画的誘導	新青梅街道沿道への商業施設の集積をはじめ、本市の中心となる都市核__への商業施設の集積について、関係機関と協議・検討を行いながらその促進を図ります。	○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】 ○都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	都市計画課 区画整理課
②商店街活動への支援と地域経済の活性化	商店関係者等との連携の下、回遊性の高い歩行者動線の確保や歩行者空間の修景など、社会環境の変化に対応した、女性や高齢者、障害のある人など、多様なニーズに応えられる商業地づくりに努めるほか、商店街の集客と活性化につながる新たなイベント、複数の商店街の共同事業(宅配事業など)について支援を図るなど地域経済の活性化を推進します。 また、市内中小小売業と大規模小	○大型店対策事業への助成 ○商店街振興事業への助成 ○空き店舗活用事業への支援 ○商店街の景観対策等への支援 ○市内中小小売業と大規模小売店舗の共存共栄方策の検討	産業観光課

	図ることができるよう、商工会等との連携を強化します。		
③産業の活性化	市内全体の産業振興や近隣自治体と連携した振興策、市内事業者の市外への流出抑止策等を検討した上で、これらを計画的に進めるため、(仮称)産業振興ビジョンを策定しその推進を図ります。	○(仮称)産業振興ビジョンの策定	産業観光課
④地場産業の振興	伝統文化産業の性格を持つ村山大島紬のPRに努めるとともに、 <u>その他の産業についても</u> 、地域ブランドの認証の促進を図ります。 また、生涯学習や観光など、新しい視点からの取組に対する支援を行います。 さらに、村山織物協同組合が行う宣伝活動事業や後継者育成への取組を支援するとともに、少数化した生産業者への直接支援を検討します。	○村山大島紬の振興 ○地域ブランド認証事業の実施	産業観光課
⑤創業者への支援	創業者に対する資金の融資や創業相談などを推進します。	○創業支援の推進	産業観光課

(2) 商業の振興

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①商業地形成に向けた計画的誘導	新青梅街道沿道への商業施設の集積をはじめ、本市の中心となる都市核 <u>地区</u> への商業施設の集積について、関係機関と協議・検討を行いながらその促進を図ります。	○新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用 ○都市核地区土地区画整理事業の推進	都市計画課 区画整理課
②商店街活動への支援と地域経済の活性化	商店関係者等との連携の下、回遊性の高い歩行者動線の確保や歩行者空間の整備など、社会環境の変化に対応した、女性や高齢者、障害のある人など、多様なニーズに応えられる商業地づくりに努めるほか、商店街の集客と活性化につながる新たなイベント、複数の商店街の共同事業(宅配事業など)について支援を図るなど地域経済の活性化を推進します。 また、市内中小小売業と大規模小	○大型店対策事業への助成 ○商店街振興事業への助成 ○空き店舗活用事業への支援 ○商店街の景観対策等への支援 ○市内中小小売業と大規模小売店舗の共存共栄方策の検討	産業観光課

	売店舗との共存共栄のための方策を商工会・商店会・商店と <u>ともに</u> 検討を進めます。		
③商業者への指導・助言の充実	時代に対応した近代的な商業活動を支援するため、商工会など商業関係団体との連携を強化し、経営コンサルタントの派遣による経営診断の実施など、商業者への指導、助言の充実を図ります。	○商業者への指導、助言	産業観光課

(3) 工業の振興

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①企業誘致の促進	地域経済の活性化と市民の雇用機会の拡大を図るため、企業誘致の促進を図ります。	○企業誘致制度の周知	産業観光課
②異業種間交流の推進	「たま工業交流展」への参加を促し、異業種間交流を推進します。	○たま工業交流展出展への支援	産業観光課
③工業地域の基盤整備	工業地域における産業の振興を図るため、道路整備や工業団地としての基盤整備を推進します。特に、環境に配慮した安全で快適な周辺住環境の整備のため、騒音などの対策として緩衝帯の役割を担う敷地内緑化や大型車通行を考慮した道路整備を推進します。	○工業地域における道路整備の推進 ○工業地域における敷地内緑化	都市計画課・道路下水道課 都市計画課・環境課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	空き店舗を活用した事業数	<u>1 事業(H26)</u>	<u>2 事業(H32)</u>
指標 2	制度を利用した創業者数	<u>＝</u>	<u>21 人/年(H32)</u>

	売店舗との共存共栄のための方策を商工会・商店会・商店と <u>連携して</u> 検討を進めます。		
③商業者への指導・助言の充実	時代に対応した近代的な商業活動を支援するため、商工会など商業関係団体との連携を強化し、経営コンサルタントの派遣による経営診断の実施など、商業者への指導、助言の充実を図ります。	○商業者への指導、助言	産業観光課

(3) 工業の振興

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①企業誘致の促進	地域経済の活性化と市民の <u>地元での就労</u> 機会の拡大を図るため、企業誘致の促進を図ります。	○企業誘致制度の周知	産業観光課
②異業種間交流の推進	<u>事業者</u> に、「たま工業交流展」への参加を促し、異業種間交流を推進します。	○たま工業交流展出展への支援	産業観光課
③工業地域の基盤整備	工業地域における産業の振興を図るため、道路整備や工業団地としての基盤整備を推進します。特に、環境に配慮した安全で快適な周辺住環境の整備のため、騒音などの対策として、緩衝帯の役割を担う敷地内緑化や、大型車の通行を考慮した道路整備を推進します。	○工業地域における道路整備の推進 ○工業地域における敷地内緑化	都市計画課・道路下水道課 都市計画課・環境課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	空き店舗を活用した事業数	<u>0 事業(R1)</u>	<u>2 事業(R7)</u>
指標 2	<u>創業支援</u> 制度を利用した創業者数	<u>6 人(R1)</u>	<u>22 人(R7)</u>
指標 3	<u>(仮称)産業振興ビジョンの策定</u>	<u>＝</u>	<u>策定(R3)</u>

3 観光

●現状と課題

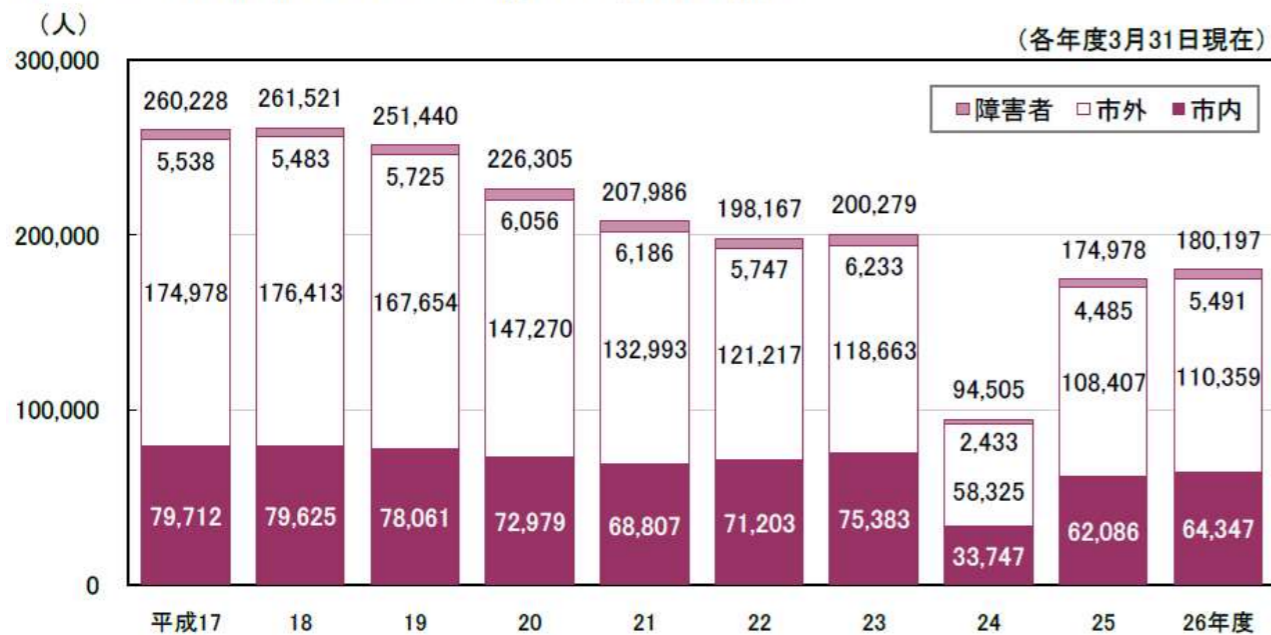
社会の成熟に伴う余暇時間の増加や価値観の多様化、交通網の整備、団塊世代の退職等により、観光・レジャーに対する市民ニーズが高まっており、今後もその傾向は続くものと予測されます。市内外の多くの人に利用され、本市の重要な観光資源である村山温泉「かたくりの湯」は、景気動向や周辺類似施設の影響を受け、入場者数は減少傾向にありましたが、ここ数年は増加に転じています(図 5-3 参照)。

また、都立公園最大の面積を誇り、多様な地形・自然を残す狭山丘陵における野山北・六道山公園は、里山民家など多様な体験ができる観光スポットが点在し、広域的な観光資源として幅広い集客性を有しています。

さらに、農産物直売所や観光農園等も観光資源の一部となっています(表 5-7 参照)。

今後は、市外からの来訪者を確保することにより新たな市のにぎわいの創出を目指すため、魅力的で個性豊かな観光施策を推進する必要があります。

図 5-3 村山温泉「かたくりの湯」の入場者数の推移



(注) 平成 24 年度は、大規模改修工事のため、4 月から 9 月まで休館

(注) 入場者の区分は料金の区分による

出典 産業観光課資料

3 観光

●現状と課題

社会の成熟に伴う余暇時間の増加や価値観の多様化、交通網の整備等により、観光・レジャーに対する市民ニーズが高まっており、今後もその傾向は続くものと予測されます。市内外の多くの人に利用され、本市の重要な観光資源である村山温泉「かたくりの湯」は、景気動向や周辺類似施設の影響を受け、入場者数は減少傾向にありますが、平成 29 年に行った大規模改修以降は、市外の方の利用が増加に転じています(図 5-3 参照)。

また、都立公園最大の面積を誇り、多様な地形・自然を残す狭山丘陵における野山北・六道山公園は、里山民家など多様な体験ができる観光スポットが点在し、広域的な観光資源として幅広い集客性を有しています。

さらに、農産物直売所や観光農園等も観光資源の一部となっています(表 5-7 参照)。

今後は、新たに設立した観光まちづくり協会などと連携し、市内の自然や文化、産業、人材などの地域資源を活用した、観光によるまちづくりを進めるとともに、市外からの来訪者増加のための新たなにぎわいの創出と、魅力的で個性豊かな観光施策に取り組む必要があります。

図 5-3 村山温泉「かたくりの湯」の入場者数の推移

(各年度 3 月 31 日現在)

グラフ作成中

入場者区分	平成 22 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度
市内	71,203	75,383	33,747	62,086	64,347	70,123	68,810	2,191	54,046	46,060
市外	121,217	118,663	58,325	108,407	110,359	115,340	115,508	3,874	102,210	107,375
高齢者 障害者等	5,747	6,233	2,433	4,485	5,491	6,131	6,290	143	2,702	2,309
合計	198,167	200,279	94,505	174,978	180,197	191,594	190,608	6,208	158,958	155,744

(注) 入場者区分は料金の区分による

(注) 平成 24 年度は 4 月から 9 月まで、平成 29 年度は 4 月から 2 月まで、それぞれ大規模改修工事のため休館

出典 産業観光課資料

表5-7 農産物直売所

農産物直売所一覧		件数	備考
野菜	東部地区	9	野菜全般
	中部地区	10	野菜全般
	西部地区	15	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・直売
みかん・ぶどう		7	もぎ取り・直売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		7	
花		1	庭園樹・パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

出典 産業観光課資料

表5-7 農産物直売所一覧

(令和2年4月1日現在)

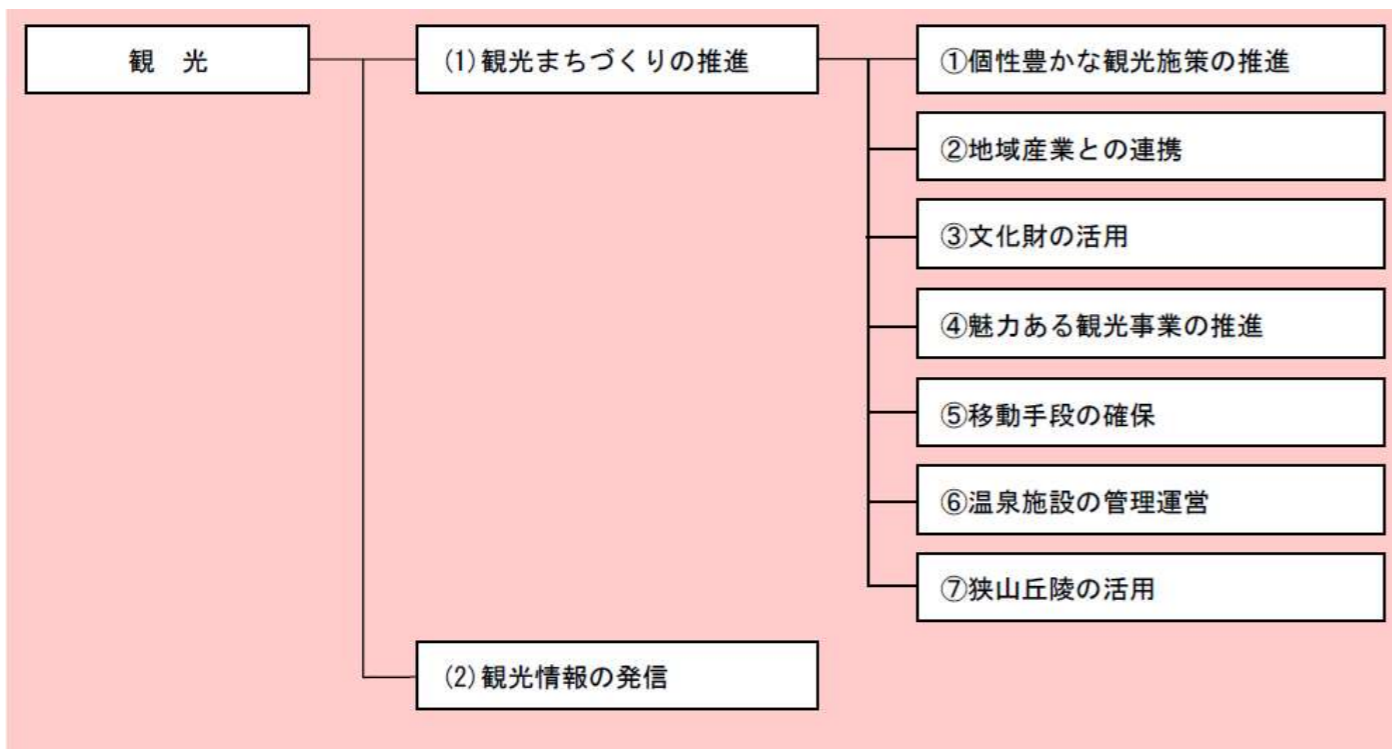
販売品種別		件数	備考
野菜	東部地区	9	野菜全般
	中部地区	10	野菜全般
	西部地区	15	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・販売
みかん・ぶどう		7	もぎ取り・販売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		6	
花		1	庭園樹・パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

出典 産業観光課資料

●基本方針

市民をはじめ市外からの来訪者を確保することにより新たな市のにぎわいの創出を目指すため、温泉施設(村山温泉「かたくりの湯」)周辺を憩いの核として、交流エリアの形成を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

●施策の体系



●基本方針

市民をはじめ市外からの来訪者を確保することにより新たな市のにぎわいの創出を目指すため、観光まちづくり協会と連携し、温泉施設(村山温泉「かたくりの湯」)周辺を憩いの核として、交流エリアの形成を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 観光まちづくりの推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①個性豊かな観光施策の推進	狭山丘陵の豊かな自然や地場産業などの地域資源を生かし、温泉施設(村山温泉「かたくりの湯」)周辺の憩いの核を中心とした交流エリアを形成し、魅力的で個性豊かな観光まちづくりを推進します。 また、来訪者の回遊性を高めるため、狭山丘陵周辺の都市など、周辺地域との連携を深め、広域的エリアとしての観光ルート設定等の仕掛けづくりに努めます。	○村山温泉「かたくりの湯」周辺を核とした観光ルートの設定 ○道の駅の整備に関する研究 <u>○広域的観光ルートの設定</u> ◎(仮称)産業振興ビジョンの策定の検討【再掲】	産業観光課
②地域産業との連携	市内各所で行われている地場産の野菜、お茶等の販売、みかん狩りを中心とした観光農園、村山織物協同組合事務所にある村山大島紬資料室といった地域産業と観光との連携を推進します。	○地域ブランド認証事業の実施【再掲】 ○武蔵村山直売マップの作成	産業観光課
③文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などの <u>地域資源を観光資源として活用するため、新たな歴史散策コースを設定します。</u>	<u>◎新たな歴史散策コースの設定</u>	文化振興課
④魅力ある観光事業の推進	観光事業の一環として、恒例となった観光納涼花火大会等の内容を充実します。 また、新たな観光振興のための事業の検討を進めます。	○ひまわりガーデンの開園 ○観光納涼花火大会の開催 <u>○ウォーキングイベントの充実</u> ○市民まつり(村山デエダラまつり)の開催【再掲】 <u>○フィルム・コミッションの研究・検討</u>	産業観光課
⑤移動手段の確保	市外からの観光客を誘致するため、バス交通の充実を図るとともに、多摩都市モノレールの早期延伸やアクセス道路の整備促進など、移動手段の充実に努めます。	<u>○バス路線等の検討【再掲】</u> ○多摩都市モノレール延伸の促進	<u>都市計画課</u> <u>多摩都市モノレール推進担当</u>
⑥温泉施設の管理運営	<u>平成24年10月</u> にリニューアルオープンした村山温泉「かたくりの湯」は、市内外から多くの利用者が訪	○指定管理者自主事業の支援 ○温泉施設の改修	産業観光課

●施策の内容

(1) 観光まちづくりの推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①個性豊かな観光施策の推進	狭山丘陵の豊かな自然や地場産業などの地域資源を生かし、温泉施設(村山温泉「かたくりの湯」)周辺の憩いの核を中心とした交流エリアを形成し、魅力的で個性豊かな観光まちづくりを推進します。 また、来訪者の回遊性を高めるため、狭山丘陵周辺の都市など、周辺地域との連携を深め、広域的エリアとしての観光ルート設定等の仕掛けづくりに努めます。	○村山温泉「かたくりの湯」周辺を核とした観光ルートの設定 ○道の駅の整備に関する研究 <u>(削除)</u> ○(仮称)産業振興ビジョンの策定の検討	産業観光課
②地域産業との連携	市内各所で行われている地場産の野菜、お茶等の販売、みかん狩りを中心とした観光農園、村山織物協同組合事務所にある村山大島紬資料室といった地域産業と観光との連携を推進します。	○地域ブランド認証事業の実施 ○武蔵村山直売マップの作成	産業観光課
③文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などを <u>紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。</u>	<u>◎歴史散策(南東・南西コース)の普及・啓発</u>	文化振興課
④魅力ある観光事業の推進	観光事業の一環として、恒例となった観光納涼花火大会等の内容を充実します。 また、 <u>観光まちづくり協会と連携し、新たな観光振興のための事業の検討を進めます。</u>	<u>◎観光まちづくりと連携した事業の検討</u> ○ひまわりガーデンの開園 ○観光納涼花火大会の開催 <u>(削除)</u> ○市民まつり(村山デエダラまつり)の開催 <u>(削除)</u>	産業観光課
⑤移動手段の確保	市外からの観光客を誘致するため、バス交通の充実を図るとともに、多摩都市モノレールの早期延伸やアクセス道路の整備促進など、移動手段の充実に努めます。	<u>○バス事業者等との調整</u> ○バス路線等の検討 ○多摩都市モノレール延伸の促進	<u>交通企画・モノレール推進課</u>
⑥温泉施設の管理運営	<u>平成30年3月</u> にリニューアルオープンした村山温泉「かたくりの湯」は、市内外から多くの利用者が訪	○指定管理者自主事業の支援 ○温泉施設の改修	産業観光課

	れ、重要な観光拠点となっています。 今後も温泉施設の計画的な改修に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力を活用し、イベントの開催などによる利用者に満足いただける運営に努めます。		
⑦狭山丘陵の活用	狭山丘陵の豊かな自然を利用して整備された野山北・六道山公園を観光資源として有効に活用するため、引き続き公園整備を東京都に要請します。	○都立公園整備の要請	都市計画課

(2) 観光情報の発信

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・観光情報の発信	気軽に届けられる日帰り型の観光地として、知名度の向上を図るとともに、観光対象や催し物の効果的な紹介を行うため、大規模商業施設内の集客性を生かした情報館「えのき」を始め、 <u>関係機関の観光ホームページや市のホームページにおける積極的な観光情報の発信・提供、観光パンフレットの作成など、観光PRの充実に努めます。</u>	○武蔵村山直売マップの作成 ○観光マップの作成 ○観光情報発信手段の充実	産業観光課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	村山温泉「かたくりの湯」の入場者数	180,197 人/年(H26) (前期計画) 207,986 人	200,000 人/年(H32) (前期計画) 230,000 人

	れ、重要な観光拠点となっています。 今後も温泉施設の計画的な改修に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力を活用し、イベントの開催などによる利用者に満足いただける運営に努めます。		
⑦狭山丘陵の活用	狭山丘陵の豊かな自然を利用して整備された野山北・六道山公園を観光資源として有効に活用するため、引き続き公園整備を東京都に要請します。	○都立公園整備の要請	都市計画課

(2) 観光情報の発信

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・観光情報の発信	気軽に届けられる日帰り型の観光地として、知名度の向上を図るとともに、観光対象や催し物の効果的な紹介を行うため、大規模商業施設内の集客性を生かした情報館「えのき」 <u>を活用した広報や、観光まちづくり協会と協力し、積極的な観光情報の発信・提供、観光パンフレットの作成など、観光PRの充実に努めます。</u>	○武蔵村山直売マップの作成 ○観光マップの作成 ○観光情報発信手段の充実	産業観光課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	村山温泉「かたくりの湯」の入場者数	<u>155,744 人/年(R1)</u>	<u>200,000 人/年(R7)</u>
<u>指標 2</u>	<u>歴史散策コースマップ販売冊数</u>	<u>70 冊(R1)</u>	<u>150 冊(R7)</u>

第2節 景観
1 都市景観

●現状と課題

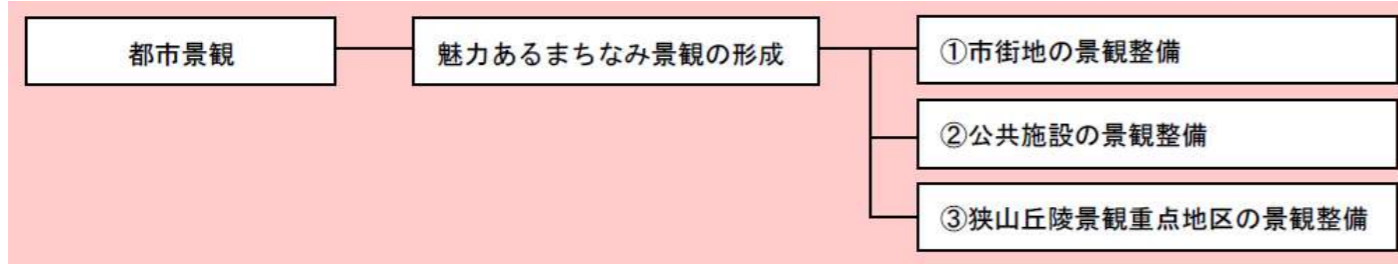
まちづくりにおいては、経済性、効率性だけではなく、成熟した社会にふさわしい良好な景観の形成が重視されています。

本市においても、みどり豊かな狭山丘陵の自然を保全・活用する一方で、商業地や住宅地など、それぞれの地域の個性を生かした魅力あるまちなみの形成を市民・事業者との協働により進める必要があります。

●基本方針

市民や事業者の景観への関心を高め、地域の特性を生かした魅力的な景観づくりを推進します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：平成35年）

●施策の内容

(1) 魅力あるまちなみ景観の形成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①市街地の景観整備	道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じたまちなみを形成するようデザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。 電線共同溝整備道路の指定については、歩道の拡幅とあわせて検討を行います。 また、道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、	○地区計画制度等の活用【再掲】 ○まちづくり条例の運用【再掲】 ◎無電柱化の推進 ○違反広告物撤去の推進	都市計画課 都市計画課・道路下水道課・区画整理課 道路下水道課

第2節 景観
1 都市景観

●現状と課題

まちづくりにおいては、経済性、効率性だけではなく、成熟した社会にふさわしい良好な景観の形成が重視されています。

本市においても、みどり豊かな狭山丘陵の自然を保全・活用する一方で、商業地や住宅地など、それぞれの地域の個性を生かした魅力あるまちなみの形成を市民・事業者との協働により進める必要があります。

●基本方針

市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）（目標年次：令和5年）

●施策の内容

(1) 魅力あるまちなみ景観の形成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①市街地の景観整備	道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じたまちなみを形成するようデザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。 電線共同溝整備路線の指定については、歩道の拡幅とあわせて検討を行います。 また、道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、	○地区計画制度等の活用 ○まちづくり条例の運用 ○無電柱化の推進 ○違反広告物撤去の推進	都市計画課 都市計画課・道路下水道課・区画整理課 道路下水道課

	景観の維持を図ります。		
②公共施設の景観整備	地域の拠点となる公共施設の整備に当たっては、まちなみなど周辺環境と調和するよう施設デザインに配慮します。	○周辺環境と調和した公共施設の整備	関係各課
③狭山丘陵景観重点地区の景観整備	市街地の後背地となる狭山丘陵一帯については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するため、公有地化の推進など風致の維持を図ります。 また、まちづくり条例に基づき、狭山丘陵に隣接する青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。	○狭山丘陵の保全【再掲】 ○まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	地区計画及び地区まちづくり計画の箇所数	8 箇所(H26) (前期計画)4 箇所	10 箇所(H32) (前期計画)6 箇所
指標2	狭山丘陵景観重点地区内における景観影響行為の届出の累計件数	32 件(H26)	100 件(H32)

	景観の維持を図ります。		
②公共施設の景観整備	地域の拠点となる公共施設の整備に当たっては、まちなみなど周辺環境と調和するよう施設デザインに配慮します。	○周辺環境と調和した公共施設の整備	関係各課
③狭山丘陵景観重点地区の景観整備	市街地の後背地となる狭山丘陵一帯については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するため、公有地化の推進など風致の維持を図ります。 また、まちづくり条例に基づき、狭山丘陵に隣接する青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。	○狭山丘陵の保全【再掲】 ○まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課

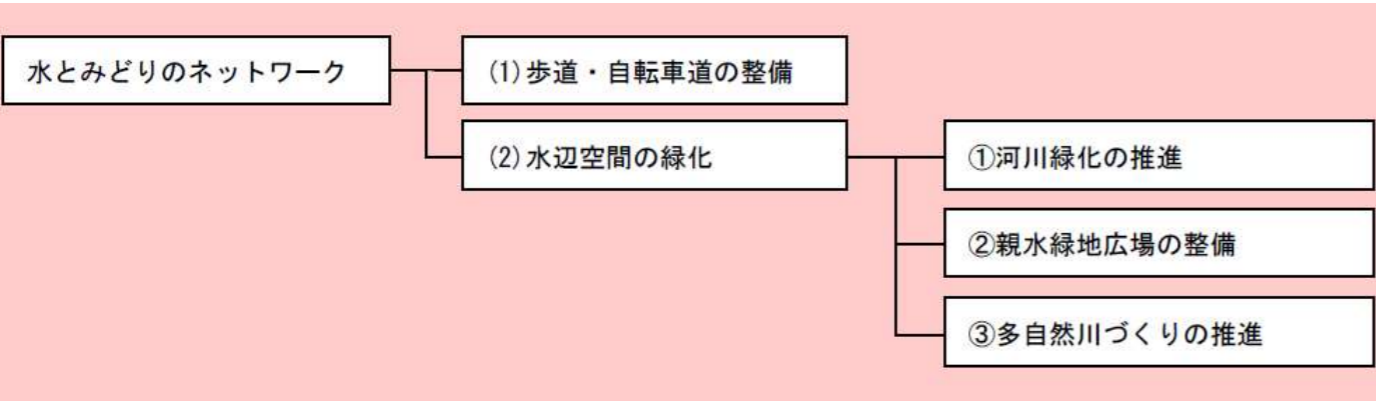
●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	地区計画及び地区まちづくり計画の箇所数	<u>10 箇所(R1)</u>	<u>13 箇所(R7)</u>
指標2	狭山丘陵景観重点地区内における景観影響行為の届出の累計件数	<u>247 件(R1)</u>	<u>480 件(R7)</u>

●基本方針

残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第二次みどりの基本計画（計画期間：平成25年度から平成34年度まで）

●施策の内容

(1) 歩道・自転車道の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・歩道・自転車道の整備	みどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道については、季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持ち、歩行者・自転車道によって緑地相互を結ぶように配置します。	○歩行者・自転車道の維持管理	道路下水道課

(2) 水辺空間の緑化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①河川緑化の推進	残堀川や空堀川の主要河川については、河川改修にあわせ、沿道の緑化を推進し、みどりあふれる市街地空間の形成を目指します。 市内各地に流れる小河川については、上流部などで自然の河川形態の維持を図るほか、可能な限り緑化を推進します。	○河川の適正な維持管理	環境課・道路下水道課

●基本方針

残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第二次みどりの基本計画（計画期間：平成25年度から令和4年度まで）

●施策の内容

(1) 歩道・自転車道の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・歩道・自転車道の整備	みどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道については、季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持ち、歩行者・自転車道によって緑地相互を結ぶように配置します。	○歩行者・自転車道の維持管理	道路下水道課

(2) 水辺空間の緑化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①河川緑化の推進	残堀川や空堀川の主要河川については、河川改修にあわせ、沿道の緑化を推進し、みどりあふれる市街地空間の形成を目指します。 市内各地に流れる小河川については、上流部などで自然の河川形態の維持を図るほか、可能な限り緑化を推進します。	○河川の適正な維持管理	環境課・道路下水道課

②親水緑地広場の整備	空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。	○空堀川の親水広場設置要望	環境課・ <u>道路下水道課</u>
③多自然川づくりの推進	残堀川や空堀川の主要河川については、生態回廊としての機能を持たせるため、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりによる整備、水辺植生の復元を東京都に要請します。 また、これら以外の河川についても、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然環境の回復を図ります。	○残堀川、空堀川におけるビオトープ化の要望	環境課・ <u>道路下水道課</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	親水緑地広場の箇所数	<u>7 か所(H26)</u> <u>(前期計画)7 か所</u>	<u>8 か所(H32)</u> <u>(前期計画)8 か所</u>

②親水緑地広場の整備	空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。	○空堀川の親水広場設置要望	環境課
③多自然川づくりの推進	残堀川や空堀川の主要河川については、生態回廊としての機能を持たせるため、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりによる整備、水辺植生の復元を東京都に要請します。 また、これら以外の河川についても、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然環境の回復を図ります。	○残堀川、空堀川におけるビオトープ化の要望	環境課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標1	親水緑地広場の箇所数	<u>7 か所(H2)</u>	<u>8 か所(R7)</u>

第2節 環境
2 自然環境

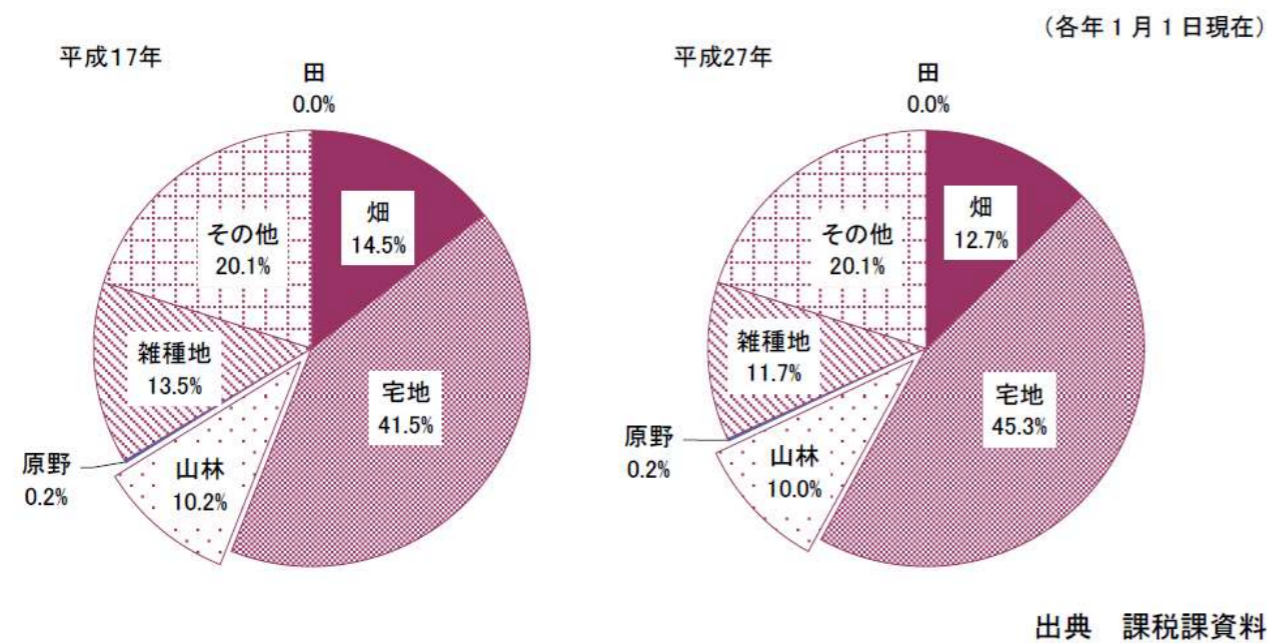
●現状と課題

本市は、みどり豊かな狭山丘陵、市南西部に位置する多摩開墾及び市街地に点在する農地や樹林地に囲まれた都市として発展してきましたが、急激な市街地開発による宅地の増加に伴い畑などの減少が見られます。

しかし、狭山丘陵の大部分は、「野山北・六道山公園」や「中藤公園」、「観音寺森緑地」等に指定されていることでみどりが確保されています。また、市内には武蔵野特有の平地林である「海道緑地保全地域」をはじめ、社寺林などの樹林地が残っており、地目別土地利用面積の過去 10 年間の変化を見ても、山林面積の割合は約 10%とほとんど変化が見られません(図 4-10、表 4-10 参照)。

これらの貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、今後も東京都と連携して保全に努めていくとともに、市民が狭山丘陵を含む樹林地とのふれあいや保全意識を高める必要があります。

図 4-10 地目別土地利用面積の比較



第3節 環境
1 自然環境

●現状と課題

本市は、みどり豊かな狭山丘陵、農地や樹林地に囲まれた都市として発展してきましたが、急激な市街地開発による宅地の増加に伴い畑などの減少が見られます。

しかし、狭山丘陵の大部分は、「野山北・六道山公園」や「中藤公園」、「観音寺森緑地」等に指定されていることもあり、みどりが確保されています。また、市内には武蔵野地域特有の平地林である「海道緑地保全地域」をはじめ、社寺林などの樹林地が残っており、地目別土地利用面積の過去 10 年間の変化を見ても、山林面積の割合はほとんど変化が見られません(図 4-10、表 4-10 参照)。

これらの貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、今後も東京都等と連携して保全に努めるとともに、市民の狭山丘陵をはじめとした樹林地の重要性の認識を高め、保全意識を醸成する必要があります。

図 4-10 地目別土地利用面積の比較

(各年1月1日現在)

グラフ作成中

地目	平成 21 年	平成 31 年	増減
田	0.0%	0.0%	±0
畑	13.7%	11.8%	-1.9
宅地	44.1%	46.4%	+2.3
山林	10.0%	10.0%	±0
原野	0.2%	0.2%	±0
雑種地	11.5%	10.2%	-1.3
その他	20.5%	21.4%	+0.9

出典 課税課資料

表 4-10 広域公園等一覧

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区分	名称	所在地	面積(約 ha)	備考(ha)
広域公園	野山北・六道山公園	本町五丁目他	130.20	区域全体 260.00
	中藤公園	中藤五丁目他	57.70	
緑地	観音寺森緑地	中藤二丁目他	15.75	
	狭山緑地	本町六丁目他	15.52	区域全体 365.32
首都圏近郊緑地保全区域	狭山近郊緑地保全区域	中藤五丁目他	81.10	区域全体 1,607.00
自然公園	都立狭山自然公園	中藤五丁目他	73.00	区域全体 775.00
緑地保全地域	海道緑地保全地域	伊奈平五丁目他	8.67	
農地(市街化調整区域)	多摩開墾	中原五丁目他	55.46	

出典 産業観光課・都市計画課資料

図 4-11 広域公園等位置図



出典 都市計画課資料

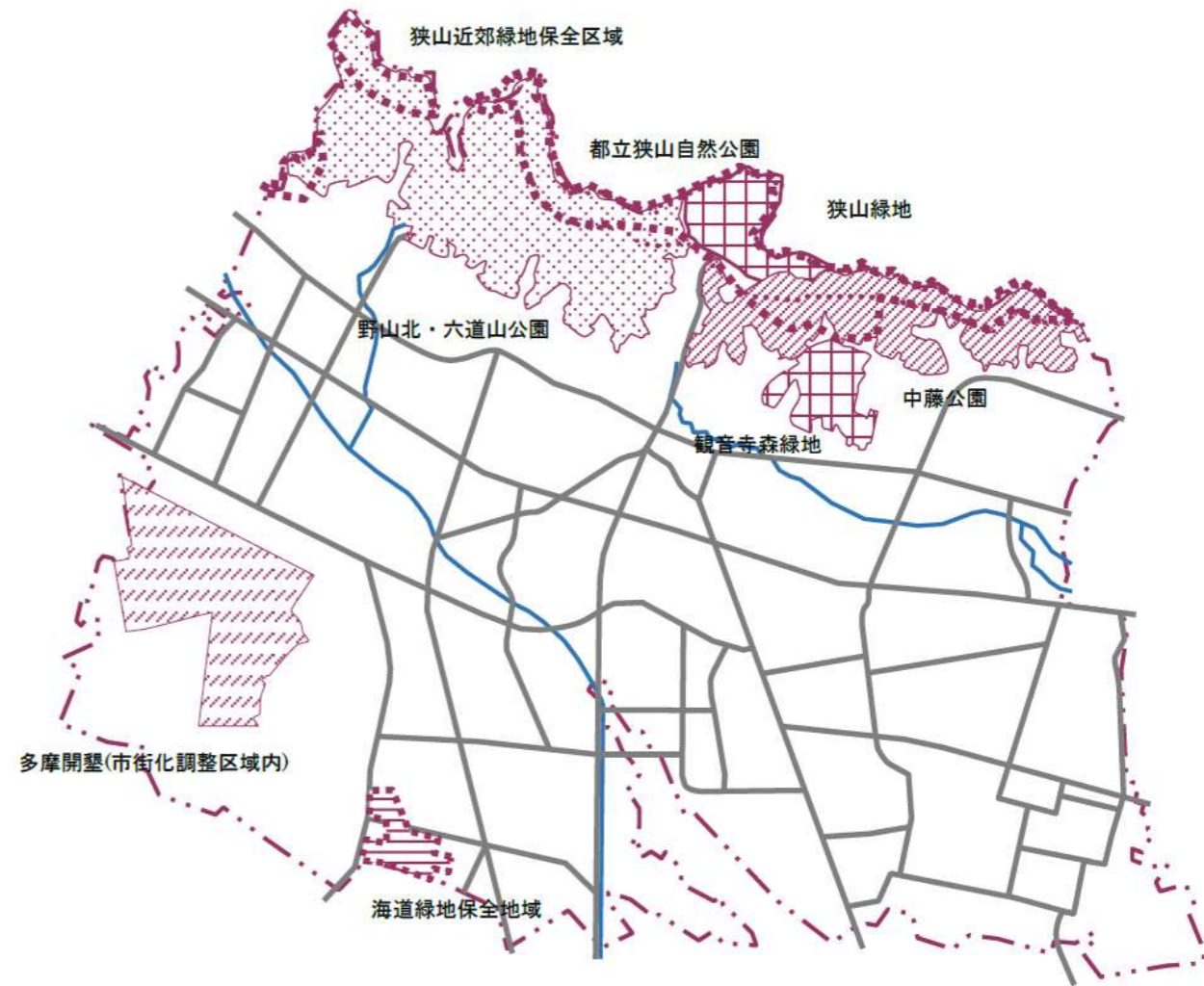
表 4-10 広域公園等一覧

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

区分	名称	所在地	面積(約 ha)	備考(ha)
広域公園	野山北・六道山公園	本町五丁目他	130.20	区域全体 260.00
	中藤公園	中藤五丁目他	57.70	
緑地	観音寺森緑地	中藤二丁目他	15.75	
	狭山緑地	本町六丁目他	15.52	区域全体 365.32
首都圏近郊緑地保全区域	狭山近郊緑地保全区域	中藤五丁目他	81.10	区域全体 1,607.00
自然公園	都立狭山自然公園	中藤五丁目他	73.00	区域全体 775.00
緑地保全地域	海道緑地保全地域	伊奈平五丁目他	8.67	
農地(市街化調整区域)	多摩開墾	中原五丁目他	55.46	

出典 産業観光課・都市計画課資料

図 4-11 広域公園等位置図

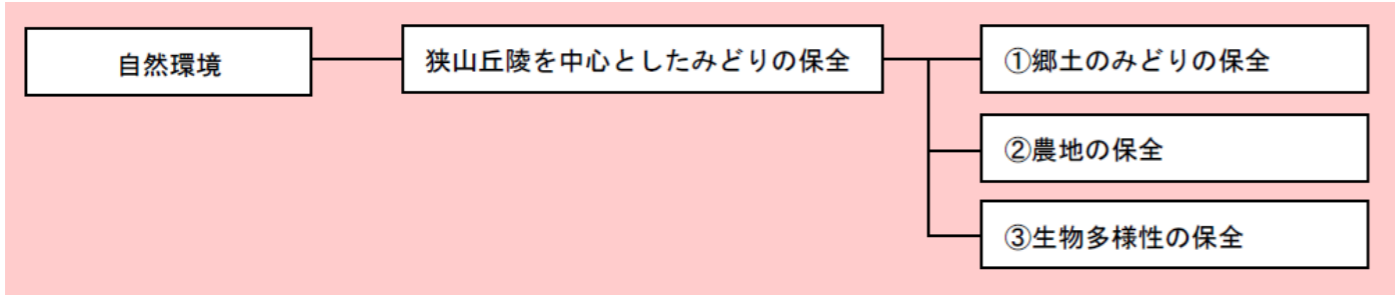


出典 都市計画課資料

●基本方針

狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

●施策の体系



●関連する計画等

- 武蔵村山市第二次環境基本計画（計画期間：平成28年度から平成37年度まで）
- 武蔵村山市第二次みどりの基本計画（計画期間：平成25年度から平成34年度まで）
- 都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）
- 武蔵村山市第2次農業振興計画（計画期間：平成20年度から平成29年度まで）

●施策の内容

(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①郷土のみどりの保全	市民の憩いや自然とのふれあいの場としてだけでなく、防災的な機能など、みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する寺社林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、さらには市街地に分布する生産緑地や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。 また、狭山丘陵の豊かな自然を保全し、地域の身近なみどりの実践指導を行うグリーンヘルパー制度の充実に努めます。	○緑確保の総合的な方針の推進【再掲】 <u>○グリーンヘルパー制度の充実【再掲】</u> ○樹林等の保全奨励 ○第二次みどりの基本計画の推進【再掲】	環境課
②農地の保全	保水機能と良好な地域景観の形成などの役割を担う農地について	◎都市農地保全支援プロジェクトの推進	産業観光課

●基本方針

狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

- 武蔵村山市第二次環境基本計画（改訂）（計画期間：平成28年度から令和7年度まで）
- 武蔵村山市第二次みどりの基本計画（計画期間：平成25年度から令和4年度まで）
- 都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（計画期間：令和2年度から令和11年度まで）
- 武蔵村山市第三次農業振興計画（計画期間：平成30年度から令和9年度まで）

●施策の内容

(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①郷土のみどりの保全	市民の憩いや自然とのふれあいの場としてだけでなく、防災的な機能など、みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する寺社林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、さらには市街地に分布する生産緑地や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。	○緑確保の総合的な方針の推進 <u>(削除)</u> ○樹林等の保全奨励 ○第二次みどりの基本計画の推進	環境課
②農地の保全	保水機能と良好な地域景観の形成などの役割を担う農地については、農業生産との調和を図りながら、	○都市農地保全支援プロジェクトの推進 ○体験型市民農園の推進	産業観光課

	は、農業生産との調和を図りながら、保全に努めます。	○体験型市民農園の推進 ○援農ボランティアの育成 ◎市街化調整区域内農地の利用促進 ○生産緑地の保全	都市計画課
③生物多様性の保全	人と自然が共生する都市環境の形成に向けて、生物多様性の保全を考慮したみどりの在り方について検討を行います。	◎生物多様性地域戦略の策定 ○狭山丘陵の保全 ○自然観察会の実施	環境課 市計画課 文化振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	地目別土地利用面積「山林」の割合	10.0%(H26) (前期計画)10.15%	10%台維持(H32) (前期計画)10%台維持
指標 2	経営耕地面積	14,599a(H26) (前期計画)15,185a	維持(H32) (前期計画)維持

	保全に努めます。	○援農ボランティアの育成 ○市街化調整区域内農地の利用促進 ○生産緑地の保全	都市計画課
③生物多様性の保全	人と自然が共生する都市環境の形成に向けて、生物多様性の保全を考慮したみどりの保全を推進します。	○生物多様性地域戦略の策定 ◎アライグマ・ハクビシンの防除 ○狭山丘陵の保全 ○自然観察会の実施	環境課 都市計画課 文化振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	地目別土地利用面積「山林」の割合	10.0%(R1)	維持(R7)
指標 2	経営耕地面積	12,881a(H30)	維持(R7)

現行基本計画

次期基本計画案

3 公園・緑地

●現状と課題

公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。

また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気浄化のための機能などをもつ重要な都市基盤施設です。

本市においては、東京都が野山北・六道山公園及び中藤公園の公有地化を進め、整備を推進しています。

また、観音寺森緑地は、一部公有地化が図られています。

本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が 22 か所(120.36ha)で開園されており、市の総面積(1,532ha)に占める公園面積は約 7.9%、人口 1 人当たりの公園面積は、平成 27 年 4 月 1 日現在で、約 16.7 m²となります(表 4-4、図 4-5 参照)。

緑地の計画決定面積は、狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約 31.27ha であり、その他の広場等は、平成 27 年 4 月 1 日現在で、児童遊園 47 か所(約 2.60ha)、運動広場 10 か所(約 1.21ha)、地域運動場 3 か所(約 1.19ha)、残堀川親水緑地広場 7 か所(約 1.52ha)が整備されています。

公園・緑地に対する市民ニーズはますます増大化、多様化していることから、市民の意向を反映しながら、計画的な整備や適切な維持管理、機能の向上を図る必要があります。

表 4-4 公園・緑地一覧

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

種別	公園・緑地名	計画決定面積(約 ha)	開園面積(約 ha)	種別	公園・緑地名	計画決定面積(約 ha)	開園面積(約 ha)
広域公園	1 野山北・六道山公園	130.20	106.92	その他の公園	18 三本榎史跡公園	—	0.11
	2 中藤公園	57.70	—		19 三ツ藤南公園	—	0.21
計		187.90	106.92		20 プリンスの丘公園	—	1.18
総合公園	3 山王森公園	7.10	0.59		21 さいかち公園	—	0.95
	4 大南公園	7.70	5.49		22 西大南樹林公園	—	0.18
計		14.80	6.08		計		—
近隣公園	5 御伊勢の森公園	3.30	—	合計		215.34	120.36
	6 雷塚公園	2.10	2.29	緑地	① 観音寺森緑地	15.75	—
	7 向山公園	1.10	0.15		② 狭山緑地	15.52	—
	8 十二所神社公園	1.40	0.05		計		31.27
	9 峰公園	1.00	—				
計		8.90	2.49				
街区公園	10 残堀公園	0.75	—				
	11 馬場公園	0.26	—				
	12 野山公園	0.55	0.07				
	13 オカネ塚公園	0.96	0.96				
	14 伊奈平公園	0.28	0.27				
	15 経塚向公園	0.25	0.25				
	16 中原公園	0.40	0.40				
17 大南東公園	0.29	0.29					
計		3.74	2.24				

(注) 計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す

(注) 開園面積は実測誤差を考慮

出典 環境課・都市計画課資料

2 公園・緑地

●現状と課題

公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。

また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気浄化のための機能などをもつ重要な都市基盤施設です。

本市においては、東京都が野山北・六道山公園及び中藤公園の公有地化を進め、整備を推進しています。

また、観音寺森緑地は、一部公有地化が図られています。

本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が 22 か所(124.72ha)で開園されており、市の総面積(1,532ha)に占める公園面積は約 8.1%、人口 1 人当たりの公園面積は、令和 2 年 3 月 1 日現在で、約 17.2 m²となります(表 4-4、図 4-5 参照)。

緑地の計画決定面積は、狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約 31.27ha であり、その他の広場等は、令和 2 年 4 月 1 日現在で、児童遊園 48 か所(約 2.86ha)、運動広場 9 か所(約 1.13ha)、地域運動場 3 か所(約 1.19ha)、残堀川親水緑地広場 7 か所(約 1.52ha)が整備されています。

公園・緑地に対する市民ニーズはますます増大化、多様化していることから、市民の意向を反映しながら、計画的な整備や適切な維持管理、機能の向上を図る必要があります。

表 4-4 公園・緑地一覧

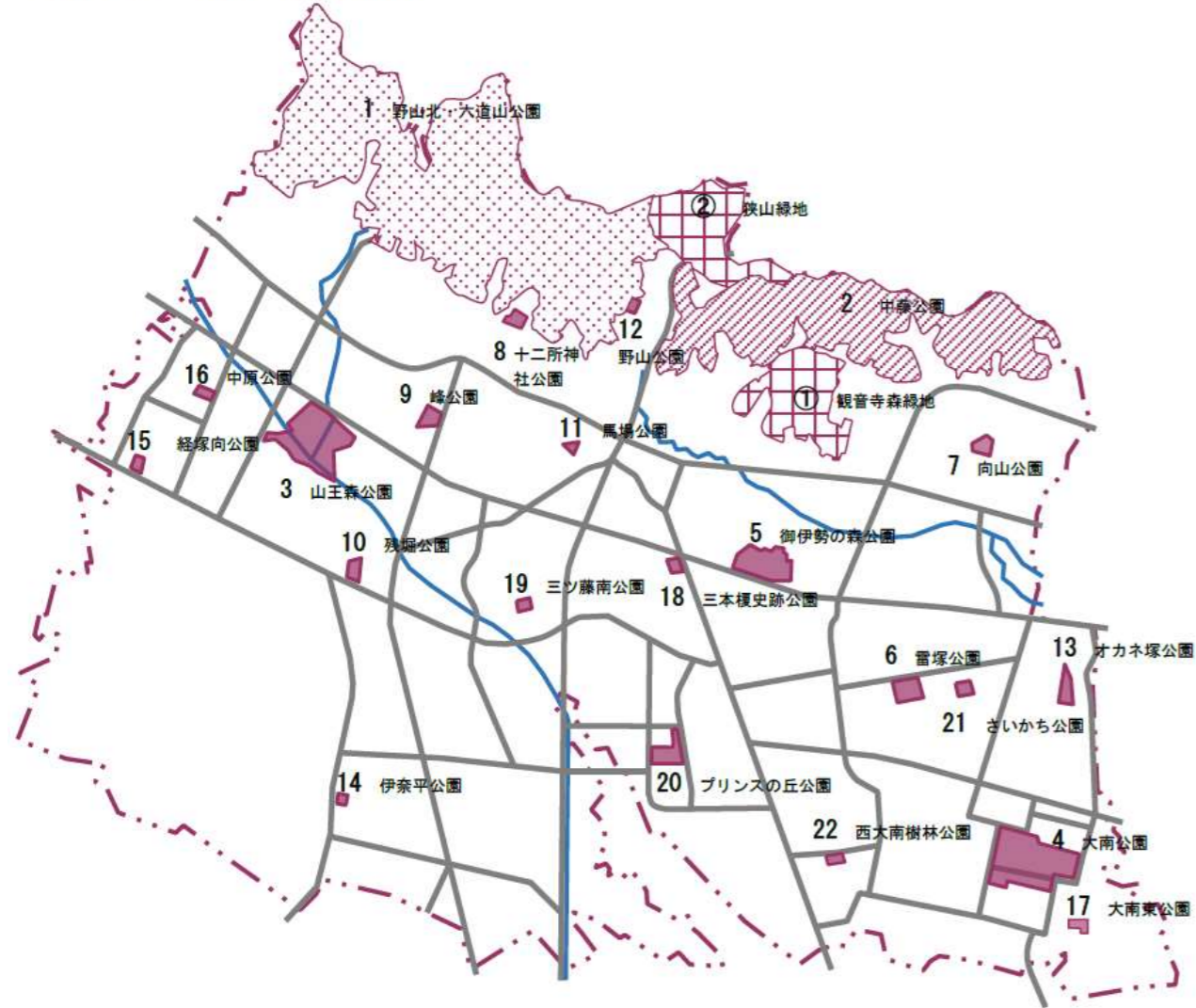
(令和 2 年 4 月 1 日現在)

種別	名称	計画決定面積(ha)	開園面積(ha)	種別	名称	計画決定面積(ha)	開園面積(ha)
広域公園	1 野山北・六道山公園	130.20	106.92	その他の公園	18 三本榎史跡公園	—	0.11
	2 中藤公園	57.70	4.54		19 三ツ藤南公園	—	0.21
計		187.90	111.46		20 プリンスの丘公園	—	0.99
総合公園	3 山王森公園	7.10	0.59		21 さいかち公園	—	0.95
	4 大南公園	7.10	5.49		22 西大南樹林公園	—	0.18
計		14.80	6.08		計		—
近隣公園	5 御伊勢の森公園	3.30	—	合計		215.34	124.71
	6 雷塚公園	2.10	2.29	緑地	① 観音寺森林地	15.75	—
	7 向山公園	1.10	0.15		② 狭山緑地	15.52	—
	8 十二所神社公園	1.40	0.05		計		31.27
	9 峰公園	1.00	—				
計		8.90	2.49				
街区公園	10 残堀公園	0.75	—				
	11 馬場公園	0.26	—				
	12 野山公園	0.55	0.07				
	13 オカネ塚公園	0.96	0.96				
	14 伊奈平公園	0.28	0.27				
	15 経塚向公園	0.25	0.25				
	16 中原公園	0.40	0.40				
17 大南東公園	0.29	0.29					
計		3.74	2.24				

(注) 計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す
(注) 開園面積は実測誤差を考慮

出典 環境課・都市計画課資料

図4-5 公園・緑地位置図



出典 環境課・都市計画課資料

●基本方針

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

図4-5 公園・緑地位置図

作成中(プリンスの丘公園形状変更による)

●基本方針

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

③総合運動公園の整備	総合運動公園については、憩いやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時のオープンスペースの機能を持つ拠点性の高い公園として、整備を促進します。	○野山北・六道山公園(総合運動公園)の整備の検討【再掲】	都市計画課・スポーツ振興課
④既設公園等の機能充実	既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安全性の高い施設環境を確保しながら、 <u>バリアフリー</u> ・ユニバーサルデザインへの対応に配慮した設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。	○遊具等の更新	環境課

(2) 市民・事業者との協働

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①協働による公園・緑地の管理	公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。	○公園・緑地等ボランティア制度の推進	環境課
②民有地の緑化推進	住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進するとともに、緑化意識の高揚を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。	○樹林等の保全 ○グリーンヘルパー制度の <u>充</u> <u>実</u>	環境課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	公園・緑地等ボランティア登録者数	<u>64 人(H26)</u> <u>(前期計画)一</u>	<u>100 人(H32)</u> <u>(前期計画)100 人</u>
指標 2	地目別「山林」面積	<u>154ha(H26)</u> <u>(前期計画)156ha</u>	<u>維持(H32)</u> <u>(前期計画)維持</u>
指標 3	<u>グリーンヘルパー1級取得者数</u>	<u>1 人(H26)</u>	<u>6 人(H32)</u>

③総合運動公園の整備	総合運動公園については、憩いやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時のオープンスペースの機能を持つ拠点性の高い公園として、整備を促進します。	○野山北・六道山公園(総合運動公園)の整備の検討	都市計画課・スポーツ振興課
④既設公園等の機能充実	既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安全性の高い施設環境を確保しながら、ユニバーサルデザイン <u>等</u> への対応に配慮した設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。	○遊具等の更新	環境課

(2) 市民・事業者との協働

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①協働による公園・緑地の管理	公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。	○公園・緑地等ボランティア制度の推進	環境課
②民有地の緑化推進	住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進する <u>ために、グリーンヘルパー制度の推進により地域の身近なみどりの実践指導を行う等</u> 、緑化意識の高揚を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。	○樹林等の保全 ○グリーンヘルパー制度の <u>推</u> <u>進</u> ◎市民との協働による公園、緑道及び緑地帯の管理	環境課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	公園・緑地等ボランティア登録者数	<u>148 人(R1)</u>	<u>維持(R7)</u>
指標 2	地目別「山林」面積	<u>154ha(R1)</u>	<u>維持(R7)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

現行基本計画

次期基本計画案

3 地球温暖化対策

●現状と課題

本市では、庁舎内における電気・ガス・水道の使用量の削減に向けた取組や低公害車・電気自動車の導入などにより、地球温暖化の防止に努めています。

また、温室効果ガス排出量を削減するために、平成 24 年 5 月に改訂した「環境基本計画(改訂版)」の中で、重点的取組の一つに地球温暖化の防止を掲げるとともに、同年 11 月に「第二次地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎内における地球温暖化対策を推進しています。

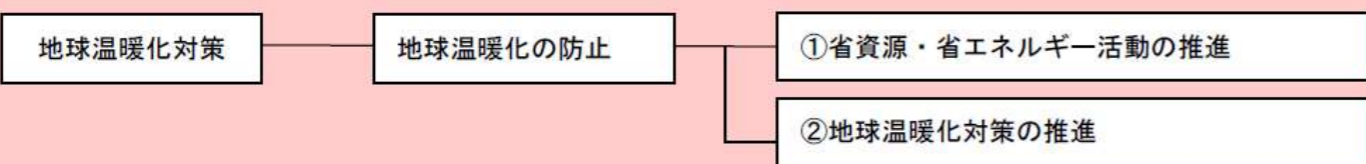
東日本大震災に伴う電力供給不足や計画停電、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響は、快適で豊かな暮らしを支えるエネルギー消費に対する認識を一変させる契機となり、再生可能エネルギーの普及促進の取組に対する市民の関心は高まっています。

今後も、地球温暖化防止に向けた意識啓発を図り、環境行動を促進していくとともに、庁舎内における地球温暖化対策を一層進めていく必要があります。

●基本方針

低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、庁舎内における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

●施策の体系



●関連する計画等

- 武蔵村山市第二次環境基本計画（計画期間：平成 28 年度から平成 37 年度まで）
- 武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成 29 年度から平成 33 年度まで）
- 武蔵村山市環境行動指針

3 地球温暖化対策

●現状と課題

本市では、平成 28 年 3 月に策定した「第二次環境基本計画」では望ましい環境の保全と創出に向けて 5 つの施策の柱を掲げています。また、計画の推進に当たっては市・市民・事業者がそれぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することを求めています。

計画の中で地球温暖化対策については「みどり等との共生」、「エネルギーの有効利用の推進」、「環境行動・教育の推進」に関連する取組ごとに推進することとしています。

また、本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、事務及び事業に関して、平成 19 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、計画推進を開始いたしました。平成 29 年 3 月には「第三次地球温暖化対策実行計画」を策定して、計画推進を継続しています。その中では、庁舎内における電気・ガス・水道の使用量の削減に向けた取組や低公害車・電気自動車の導入などにより、地球温暖化の防止に努めています。

今後も、地球温暖化防止に向けた意識啓発を図り、環境行動を促進していくとともに、庁舎内における地球温暖化対策を一層進めていく必要があります。

●基本方針

低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、庁舎内における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

- 武蔵村山市第二次環境基本計画 (改訂)（計画期間：平成 28 年度から令和 7 年度まで）
- 武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成 29 年度から令和 3 年度まで）
- 武蔵村山市環境行動指針

●施策の内容

(1) 地球温暖化の防止

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①省資源・省エネルギー活動の推進	低炭素社会の実現及び地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、情報提供、啓発活動及び支援を推進します。	○省資源・省エネルギー活動のPR ○再生可能エネルギー活用の推進 ○エコドライブの普及啓発	環境課 総務契約課・環境課
②地球温暖化対策の推進	市の事務事業における地球温暖化対策をより一層推進します。 また、市民・事業者の環境行動の手掛かりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。	○環境行動指針を通じた意識啓発 ○新エネルギー利用機器等設置費の補助 <u>○みどりのカーテン事業の推進</u> <u>○全中学校への太陽光パネルの設置【再掲】</u>	環境課 産業観光課 環境課 教育総務課 (教育施設担当)

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	公用車における低公害車の導入割合	33.0%(H26)	60.0%(H32)

●施策の内容

(1) 地球温暖化の防止

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①省資源・省エネルギー活動の推進	低炭素社会の実現及び地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、情報提供、啓発活動及び支援を推進します。	○省資源・省エネルギー活動のPR ○再生可能エネルギー活用の推進 ○エコドライブの普及啓発	環境課 総務契約課・環境課
②地球温暖化対策の推進	市の事務事業における地球温暖化対策をより一層推進します。 また、市民・事業者の環境行動の手掛かりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。 <u>さらに、補助制度によって、エコ住宅化への改修工事等を促進します。</u>	○環境行動指針を通じた意識啓発 ○新エネルギー利用機器等設置費の補助 <u>◎エコ住宅化の補助</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	環境課 産業観光課 <u>(削除)</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	公用車における低公害車の導入割合	47.7%(R1)	60.0%(R7)
指標 2	<u>新エネルギー利用機器等の助成件数</u>	<u>25 件/年(R1)</u>	<u>30 件/年(R7)</u>
指標 3	<u>エコ住宅化の助成件数</u>	<u>63 件/年(R1)</u>	<u>70 件/年(R7)</u>

4 公害対策・環境美化

●現状と課題

本市の大気中の二酸化窒素濃度は、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、いずれの地点も環境基準 (0.06ppm) を下回っています。河川の水質汚濁についても、水質調査の結果、平成 22 年度から平成 26 年度の残堀川(3mg/L 以下)・空堀川(10mg/L 以下)のBOD*2 濃度(年平均値)の推移を見ると全ての地点において環境基準を下回っています。

また、道路交通騒音については、平成 26 年度の主要幹線道路環境調査の結果、一部地域を除き要請限度(昼 75dB 以下、夜 70dB 以下)を下回っています。航空機騒音については、第十小学校の屋上に航空機騒音計を設置し、自動計測を実施しており、過去 10 年間の推移を見ると、いずれも環境基準*3 (Lden57dB 以下)を下回っています。ダイオキシン類については、一般大気(3 か所、環境基準 0.6pg-TEQ/m³ 以下)、河川水質(2 か所、環境水準 1pg-TEQ/L 以下)のダイオキシン類調査を実施しており、過去 10 年間の推移を見ると、いずれも環境基準を下回っています(図 4-12 参照)。

近年、住宅の過密化が進み、日常生活に密着した生活騒音による近隣問題が顕在化していることから、市民相互の生活を尊重し合うマナーやルール の周知を図る必要があります。

本市では、市民との協働により、美化運動や清掃活動に取り組んでいますが、狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など、人目に付きにくい場所での不法投棄のほか、空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬・猫のふんの放置など依然として後を絶たない傾向にあります。

今後も、関係機関や周辺市町と連携を図り、公害対策や環境美化についての対策を推進するとともに、公害の影響を未然に防ぐため、調査・監視体制を充実する必要があります。

4 公害対策・環境美化

●現状と課題

本市の大気中の二酸化窒素濃度は、平成 27 年度から令和元年度にかけて、いずれの地点も環境基準 (0.06ppm) を下回っています。河川の水質汚濁についても、水質調査の結果、平成 27 年度から令和元年度の残堀川(3mg/L 以下)・空堀川(平成 28 年度までは 10mg/L 以下、平成29年度以降は2mg/L 以下)のBOD 濃度(年平均値)の推移を見ると全ての地点において環境基準を下回っています。

また、道路交通騒音については、平成 27 年度から令和元年度の主要幹線道路環境調査の結果、要請限度(昼 75dB 以下、夜 70dB 以下)を下回っています。航空機騒音については、第十小学校の屋上に航空機騒音計を設置し、自動計測を実施しており、近年の計測状況を見ると、いずれも環境基準(Lden57dB 以下)を下回っています。ダイオキシン類については、一般大気(3 か所、環境基準 0.6pg-TEQ/m³ 以下)、河川水質(2 か所、環境水準 1pg-TEQ/L 以下)のダイオキシン類調査を実施していましたが、環境基準を下回っており、上昇傾向も見られないことから、平成29年度以降の調査を中止しています(図 4-12 参照)。

近年、住宅の過密化が進み、日常生活に密着した生活騒音による近隣問題が顕在化していることから、市民相互の生活を尊重し合うマナーやルール の周知を図る必要があります。

環境美化について本市では、市民との協働により、美化運動や清掃活動に取り組んでいますが、依然として狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など、人目に付きにくい場所での不法投棄のほか、空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬・猫のふんの放置などが散見されるため、引き続き空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬・猫のふんの放置等を防止するための啓発看板の配布、犬のふんの放置等の防止パトロール、「イエローチョーク作戦」等を実施します。

今後も、関係機関や周辺市町と連携を図り、公害対策や環境美化についての対策を推進するとともに、公害の影響を未然に防ぐため、調査・監視体制を充実する必要があります。

図 4-12 環境指標の推移

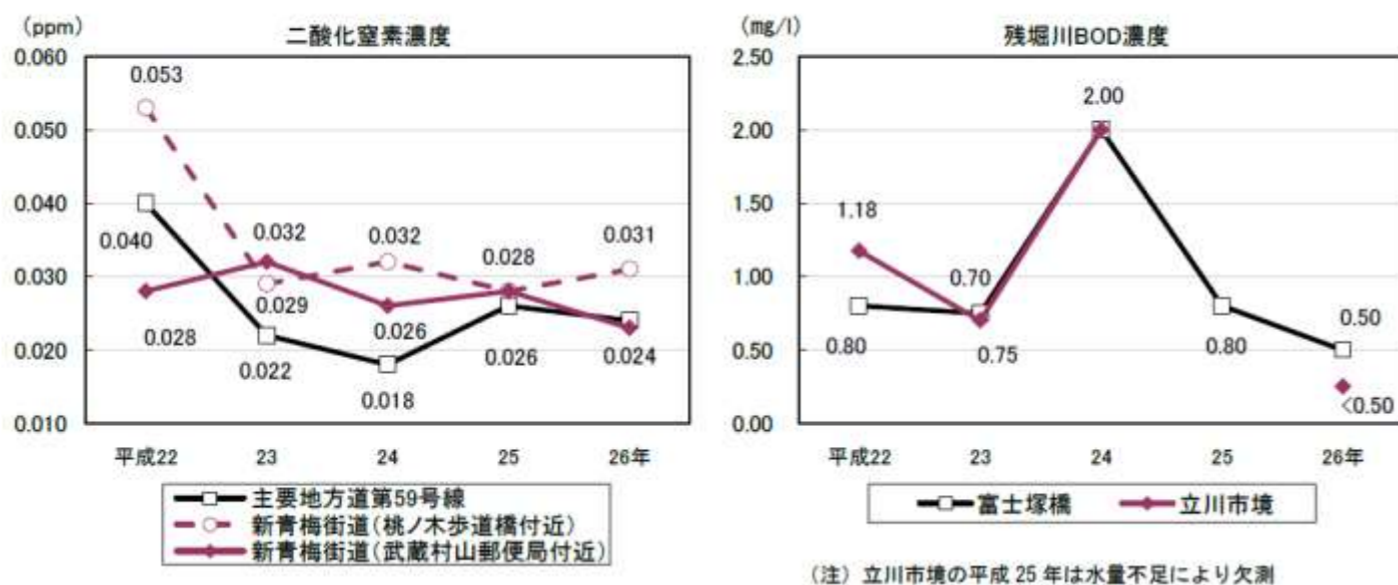
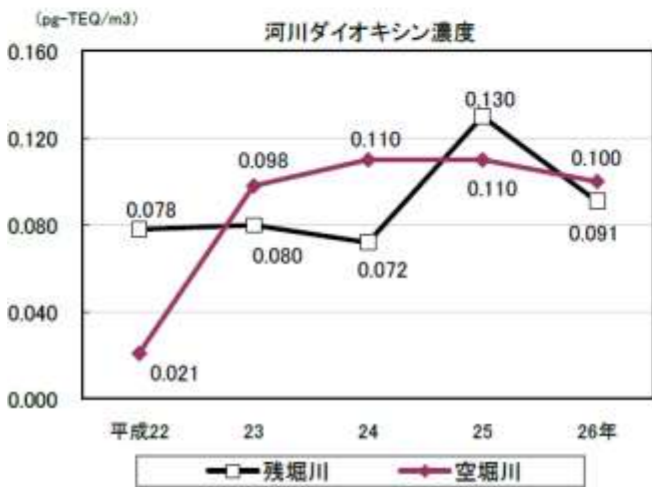
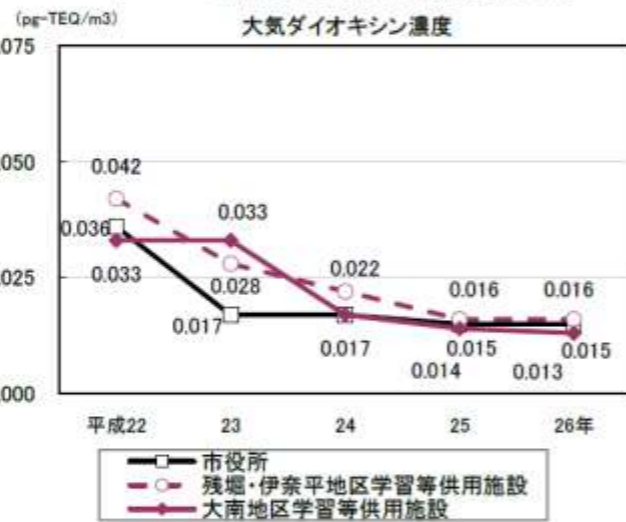
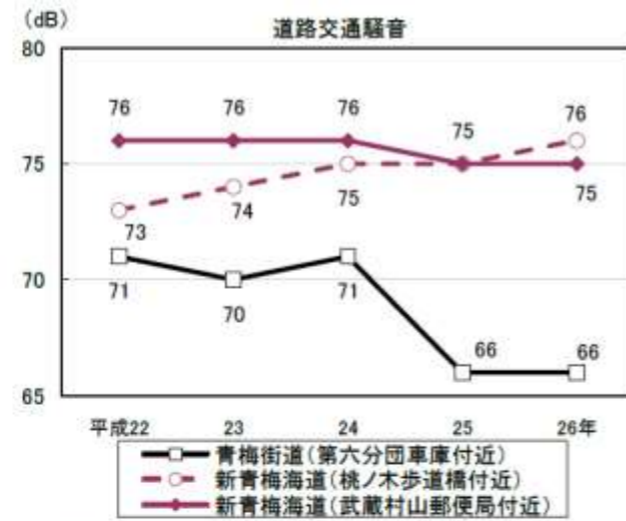
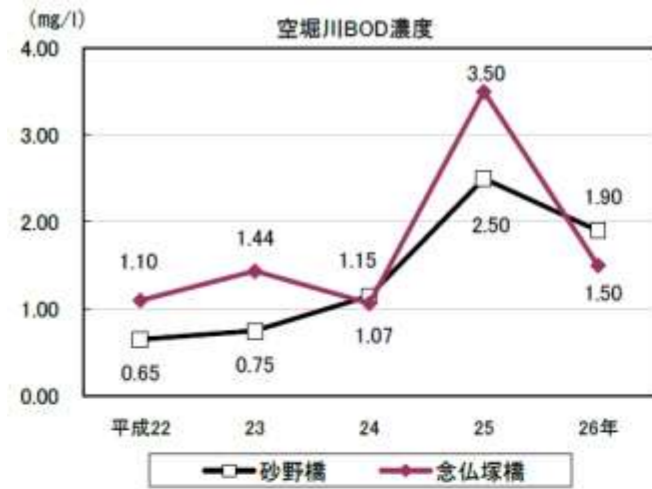


図 4-12 環境指標の推移

グラフ作成中

年度	二酸化窒素濃度			
	市役所	三ツ木学習等供用施設	残堀・伊奈平学習等供用施設	大南地区学習等供用施設
平成 27 年度	0.015	0.016	0.017	0.017
28	0.014	0.017	0.010	0.011
29	0.016	0.013	0.017	0.016
30	0.020	0.019	0.015	0.021
令和元年度	0.004	0.005	0.001	0.003

年度	残堀川BOD濃度	
	富士塚橋	立川市境
平成 27 年度	0.6	1.1
28	0.7	0.6
29	1.5	1.5
30	1.0	<0.5
令和元年度	0.7	1.0



出典 環境課資料

●基本方針

美しいまちを守るため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等については、関係機関との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

空堀側BOD濃度		
年度	念仏塚橋	砂野橋
平成27年度	1.2	1.5
28	1.2	1.4
29	0.5	0.6
30	<0.5	<0.5
令和元年度	0.6	0.7

道路交通騒音			
年度	青梅街道(第六分団車庫付近)	新青梅街道(桃ノ木歩道橋付近)	新青梅街道(武蔵村山郵便局付近)
平成27年度	64	74	73
28	67	75	71
29	69	75	69
30	66	75	69
令和元年度	66	75	68

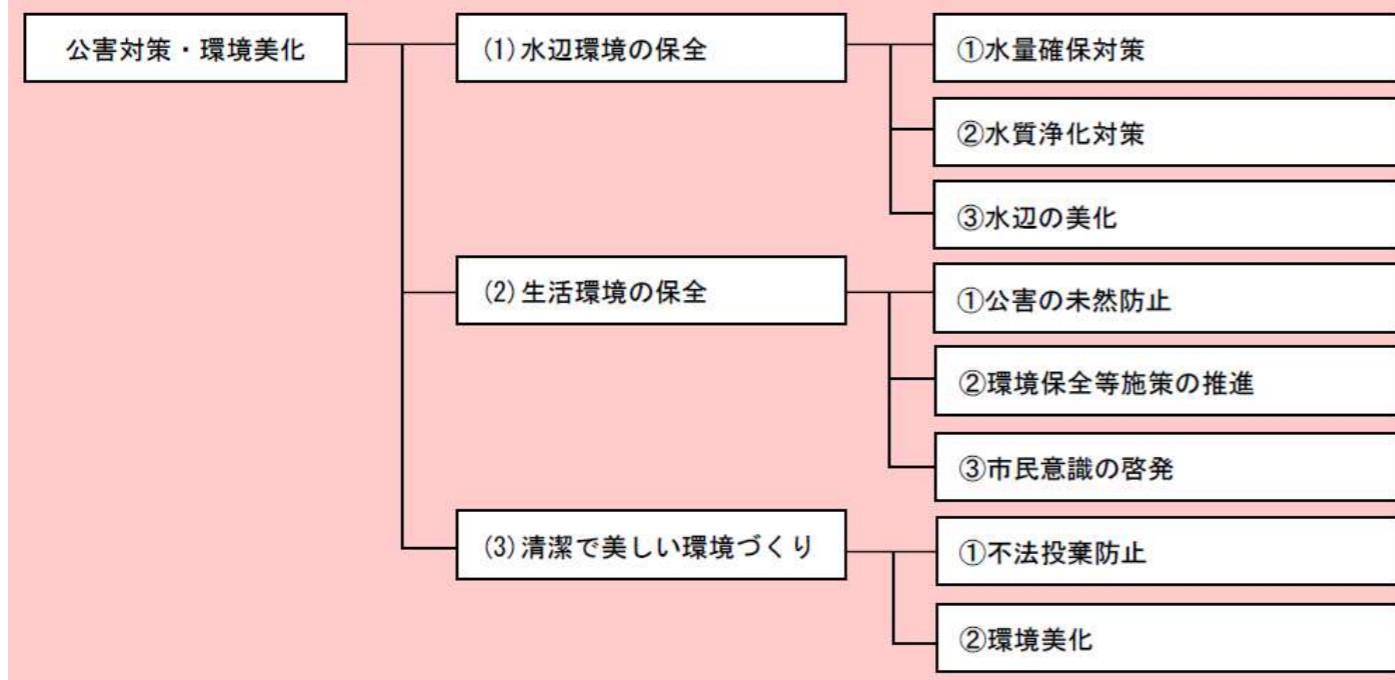
横田基地航空機騒音(第十小学校)		
年度	飛行回数	Lden
平成27年度	2,449	47.9
28	2,138	47.1
29	1,849	48.7
30	2,226	48.0
令和元年度	1,922	45.9

※ダイオキシン濃度測定については、排出抑制が一般化し、数値の上昇は見込まれないため、平成28年度に測定を終了したため削除

●基本方針

美しいまちを守るため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等については、関係機関との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第二次環境基本計画（計画期間：平成28年度から平成37年度まで）

●施策の内容

(1) 水辺環境の保全

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①水量確保対策	河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働き掛け、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。	○湧水の保全 ○関係機関との連携	環境課 <u>道路下水道課</u>
②水質浄化対策	<u>河川の水質浄化のため</u> 、環境保全に対する意識の向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。	○水質調査の実施	環境課
③水辺の美化	周辺自治会等と協働して、美化活動を実施し、河川愛護意識の高揚を図るとともに、河川環境の維持・保全に努めます。	○残堀川クリーンアップ作戦の実施	環境課・ 道路下水道課

(2) 生活環境の保全

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第二次環境基本計画 (改訂)（計画期間：平成28年度から令和7年度まで）

●施策の内容

(1) 水辺環境の保全

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①水量確保対策	河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働き掛け、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。	○湧水の保全 ○関係機関との連携 ◎ <u>雨水浸透施設設置費用の補助</u>	環境課 <u>環境課・都市計画課</u> <u>道路下水道課</u>
②水質浄化対策	<u>河川の水質浄化に伴い、残堀川・空堀川共に環境基準の水域類型指定のA類型を維持できるように、引き続き</u> 、環境保全に対する意識の向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。	○水質調査の実施	環境課
③水辺の美化	周辺自治会等と協働して、美化活動を実施し、河川愛護意識の高揚を図るとともに、河川環境の維持・保全に努めます。	○残堀川クリーンアップ作戦の実施	環境課・ 道路下水道課

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①公害の未然防止	事業者に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。 また、地域住民と関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行い、公害の未然防止に努めます。	○環境調査の実施	環境課
②環境保全等施策の推進	人と自然との共生を基本とし、市民、事業者と市が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指すため、環境の保全等に関する施策を推進します。	○地球環境保全に係るポスター及び標語コンクールの実施 ◎生物多様性地域戦略の策定【再掲】	環境課
③市民意識の啓発	空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止するため、モラルの向上の啓発に努めるとともに、ポイ捨て等の防止に関する取組の強化を図ります。また、広報紙や里山体験施設を利用した生涯学習などによる環境教育を充実し、市民生活における身近な取組による環境保全の意識の啓発と知識の普及を図ります。	○環境に関するイベントの開催 ◎犬のふんの放置等の防止パトロールの実施 ○自然観察会の実施【再掲】	環境課 文化振興課

(3) 清潔で美しい環境づくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①不法投棄防止	パトロールなど監視体制の充実を図るとともに、土地所有者に対して適切な管理を要請します。 また、警察等の関係機関との <u>協力</u> により、不法投棄の摘発を行うため	○不法投棄の監視やパトロールの充実 ○不法投棄防止のPR	ごみ対策課・ 環境課・ 道路下水道課

(2) 生活環境の保全

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①公害の未然防止	事業者に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。 また、地域住民と関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行い、公害の未然防止に努めます。	○環境調査の実施	環境課
②環境保全等施策の推進	人と自然との共生を基本とし、市民、事業者と市が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指すため、環境の保全等に関する施策を推進します。 <u>生物多様性地域戦略の策定については、引き続き策定に向け検討等を行ってまいります。</u> <u>また、近年問題となっている、アラビグマ等の外来生物への対応を推進します。</u>	○地球環境保全に係るポスター及び標語コンクールの実施 ○生物多様性地域戦略の策定 ◎ <u>外来生物への対応</u>	環境課
③市民意識の啓発	空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止するため、モラルの向上の啓発に努めるとともに、ポイ捨て等の防止に関する取組の強化を図ります。また、広報紙や里山体験施設を利用した生涯学習などによる環境教育を充実し、市民生活における身近な取組による環境保全の意識の啓発と知識の普及を図ります。	○環境に関するイベントの開催 ○犬のふんの放置等の防止パトロールの実施 ◎ <u>空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止啓発看板の配布</u> ◎ <u>イエローチョーク作戦実施</u> ○自然観察会の実施	環境課 文化振興課

(3) 清潔で美しい環境づくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①不法投棄防止	パトロールなど監視体制の充実を図るとともに、土地所有者に対して適切な管理を要請します。 また、警察等の関係機関との <u>連携</u>	○不法投棄の監視やパトロールの充実 ○不法投棄防止のPR	ごみ対策課・ 環境課・ 道路下水道課

	の監視を引き続き実施します。		
②環境美化	市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。	○自主的な環境活動の支援 ○クリーン作戦の実施 ○指導者育成の支援	ごみ対策課・ 環境課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	環境基本計画に基づく環境指標・環境施策に対する評価(AからD)のうち、A評価とB評価の割合	<u>84.6%(H26)</u> <u>(前期計画)83.5%</u>	<u>90.0%(H32)</u> <u>(前期計画)90%以上</u>
指標 2	犬のふんの放置等の防止パトロールの実施回数	=	<u>24回以上(H32)</u>

	<u>体制を強化し</u> 、不法投棄の摘発を行うための監視を引き続き実施します。		
②環境美化	市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。	○自主的な環境活動の支援 ○クリーン作戦の実施 ○指導者育成の支援	ごみ対策課・ 環境課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	環境基本計画に基づく環境指標・環境施策に対する評価(AからD)のうち、A評価とB評価の割合	<u>89.2%(H30)</u>	<u>90.0%(R7)</u>
指標 2	犬のふんの放置等の防止パトロールの実施回数	<u>22回(R1)</u>	<u>24回以上(R7)</u>